

「入間市男女共同参画都市宣言」事業報告書

ひと 女 と 男

共にかがやき いきいきと



平成16年3月

埼玉県入間市

入間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切にし、共にかがやき、いきいきと暮らす「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する元気な「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する香り豊かな緑の文化都市「入間」をめざします。

平成15年11月16日 埼玉県入間市

はじめに

21世紀を迎え、私たちを取りまく環境は、少子高齢化・国際化・多様な情報化と急速な進展によって大きく変化しようとしています。このような変化に対応し、調和し発展を遂げていくためには、「男だから」「女だから」という固定観念にとらわれることなく、自分の意思で社会のあらゆる分野（政治・経済・社会・文化等）に共に参画し、その個性と能力と意欲を十分に活かし、責任と喜びを分かち合う「男女共同参画社会」づくりを押し進めていくことが必要です。

入間市では、この「男女共同参画社会」の実現に向けての大きな一歩として、平成15年11月16日に「入間市男女共同参画都市宣言」を行いました。宣言をするにあたり、公募を含めた市民10人、職員10人の計20人（女性11人、男性9人）で、年齢も20代から60代と幅広い多様な組み合わせによる実行委員会が組織され、平成14年10月にスタートしました。この委員会では、「男女共同参画社会」は何を目指し、広く市民の皆さんに理解していただくには何をすればいいのかと検討を重ねて事業に取り組みました。

「男女共生」をテーマとした標語・写真・エッセーの募集に素晴らしい作品を応募していただいた大勢の小学生や市民の皆さんに感謝申し上げます。さらに、日頃政策決定の場に参画する機会の少ない女性市民を対象に、市の意思決定機関である議会に参加していただき、市政への関心をより一層高めていただくことを目的に「女性議会」を開催しました。この議会では、自分の考えや思いを堂々と述べる模擬議員の皆さんの姿に、改めて社会に対する問題意識を持つことの大切さを考えさせられました。この「女性議会」が単なるパフォーマンスで終わることなく、参加された皆さんの次なるステップの足がかりとなることを期待します。

記念式典では、楽器演奏やダンスで元気をくださった皆さん、会場においでの皆さん、お手伝いくださったスタッフの皆さん、当日に至るまで暖かくご指導、ご協力をしてくださった関係各位の皆さんに心より感謝申し上げます。

「男女共同参画都市宣言」をしたことが終結ではなく、スタートという基点に立って誰もが参画しやすい「男女共同参画社会」のあり方を、市民と行政がいろいろな形でパートナーシップを組み、対等なつながりを広めていく中で検討を重ね、市民一人ひとりにとって「住みやすい・住んでよかった入間」の環境をつくっていくことが大切だと思います。

一人ひとりがいきいきと輝いている21世紀でありたいという思いを強くします。

「男女共同参画都市宣言」実行委員会 会長 市 万里子

目次

	巻頭
はじめに	
1 事業部会	1
・ 式典担当	3
・ 継続的事業担当	9
・ 模擬議会「女性議会」担当	14
2 宣言文草案部会	23
3 広報部会	32
4 「男女共同参画都市宣言」実行委員会設置要綱	37
5 「男女共同参画都市宣言」実行委員会等開催経過	38
6 「男女共同参画都市宣言」実行委員会名簿	44
7 実行委員会に参画して	47
8 参考資料	53
・ 平成 15 年男女共同参画宣言都市奨励事業実施要領	55
・ 関連事業実施要項等	57
・ 各種パンフレット等	70

事業部会

- 式典担当
- 継続的事業担当
- 模擬議会「女性議会」担当

1 事業部会〔式典担当〕

式典担当は、「男女共同参画都市」となる宣言を広く市民の皆様にご理解を頂くことを目的に、記念式典や記念講演を企画し、コンクールの応募作品の展示等も併せて企画し、準備、実行をする担当でした。

男女共同参画都市宣言日 平成 15 年 11 月 16 日 日曜日
宣言都市記念式典会場 入間市産業文化センター
開催時間 午後 1 時開始 午後 4 時終了
主催者 男女共同参画推進本部 内閣府 入間市
後援 埼玉県

記念式典当日の行事 司会進行 近藤 勝美（実行委員会委員）

オープニングセレモニー ハーモニカ演奏会
ファンクダンス

記念式典 式次第 開式のことば
宣言文朗読
コンクール表彰
主催者あいさつ
来賓あいさつ
男女共同参画推進本部報告
閉式のことば

記念講演 講師 樋口 恵子 先生

閉会あいさつ



オープニングセレモニー

オープニングの出演者は、事業部会継続的事業担当及び広報部会の協力で広報いるまで募集し、市民の方々からの応募により、式典にふさわしいものとして2組の団体に出演をお願いしました。

1組目 ハーモニカ演奏 （演奏者 藤沢ハーモニカ同好会） 13:00~13:15

ハーモニカによる演奏で老若男女誰でも知っている、心なごむ曲目を演奏していただき、男女共同参画宣言都市記念式典を盛り上げていただきました。

2組目 ファンクダンス （演技者 コナミスポーツクラブ入間） 13:15~13:30

小学生や中学生の子どもたちが、軽快な旋律、拍子できびきびと踊る様子は、会場の参

加者から、「可愛いねー」「すてきたネー」と声のでる程でした。

記念式典 13:30～14:30

開式のことば 市 万里子（実行委員会会長）

宣言文の朗読

宣言文案草案部会作成の「入間市男女共同参画都市宣言」文を5人の代表により、読み上げることでこの宣言を、市として発信しました。

朗読者 木下 博 入間市長 市 万里子 実行委員会会長
市民選抜者 高根 綾子様 平 広海様 斉木 俊洋様

コンクール優秀作品表彰

事業部会継続的事業担当がこの都市宣言への理解を深めるため、広報いるま等で作品を募集し、応募作品の中から優秀作品を選び、入賞された方に市長から賞状と副賞を贈呈しました。

受賞者

標語部門 子どもの部 恵沢 敏成様 松本 大樹様 大窟 瑛梨様
加藤 由唯様 金澤 崇 様 村野 文香様
一般の部 築地 芳枝様 増岡 達也様 井ヶ田 啓子様
写真部門 猪瀬 善文様 桜井 孝子様 中村 由美子様 三澤 利弘様

主催者あいさつ

井上 卓 内閣府男女共同参画局調整官

内閣府では、関係府省等と協力して女性のチャレンジ支援のための各種取組を積極的に進めていますが、男女共同参画社会の実現のためには、国の取り組みはもとより、地方公共団体、民間団体、さらには国民一人ひとりが自らの課題と認識して、取り組んでいくことが重要です。

木下 博 入間市長

今日、私たち入間市民は男女共同参画社会実現のために、たゆみない努力を傾注することの決意を宣言いたしました。このことについての基本理念の遂行のために、総合的かつ計画的な取り組みが強く求められているところであります。地域の特性に応じた、施策を策定し、それを着実に実施していく責務が課せられていることを強く認識しなければなりません。

来賓あいさつ

都筑 信 埼玉県副知事

男女共同参画都市宣言が盛大に開催されたことに、お祝い申し上げます。

入間市では「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ意欲的なまちづくりの展開、男女共生社会の実現に向けて多彩な取り組みを進めておられますことに敬意を表します。

埼玉県でも「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、拠点施設であります「With You さいたま」をオープンさせ市町村との連携を強め、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、格別のご協力をお願いします。

石本 勝彦 入間市議会議長

「入間市男女共同参画都市宣言」を力強く宣言され、入間市にとりましては、大変意義深い宣言であると思います。

近年の少子高齢化の進展をはじめとする社会経済環境の変化の中、豊かで安心して暮らせる活力ある社会を築いていくためにはお互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することが大きな鍵となっております。

これからは、男女が対等に参画し、ともに責任を担い合える 21 世紀の男女共同参画社会の形成を目指し、進んでいただきたいと思います。

時間の都合で来賓のあいさつはお 2 人とさせて頂き、来賓の方々の紹介とさせて頂きました。

来賓の紹介

衆議院議員 大野 松茂様 衆議院議員 五十嵐 文彦様
埼玉県議会議員 田中 龍夫様

男女共同参画推進本部報告

井上 卓 内閣府男女共同参画局調整官

男女共同参画推進本部報告として、男女共同参画社会の形成の促進に向けた取り組みについて報告をします。

男女共同参画社会の定義と必要性

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を負うべき社会です。男女が、互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

政府は、男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画に基づき取り組みを進めています。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。

基本計画では11の重点目標を掲げ、それぞれについて、平成22年までを見通した施策の基本的方向と平成17年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制

平成13年1月の中央省庁等の改革により、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、推進体制は格段に強化されました。

基本法を支えるものとして、自治体における制度整備、住民、市民に身近な所での取り組みが極めて大切です。市民の理解を深めるための広報、啓発事業等、入間市は全国的に見ても、高く評価されます。

国としても、情報の提供や研修、人材の育成などさらなる拡充、フォーラムなどの事業をより積極的に開催することによって地域の活性化を支援して行きたいと考えています。

男女共同参画社会の実現は、意識改革でもあり、国民運動でもあるという意味で、その地域の活性化あるいは地域おこしにつながっていくたくさんの要素を持っていると考えております。

本日の都市宣言をよき契機として、さらに市を挙げて更なる男女共同参画の推進に引き続きご尽力いただくことを、期待しております。

閉式のことば 伊藤 智（実行委員会副会長）

休憩 5分間

記念講演開始

司会 講師紹介

記念講演

テーマ 「共にかがやき いきいきと 入間市の女と男へのメッセージ」

講師 東京家政大学名誉教授・評論家

樋口 恵子 先生

皆さま今日は、「男女共同参画宣言都市」心からお祝い申し上げます。私も半年ぶりに入間に帰ってきたという感じがします。17年間東京家政大学にいて定年退職しました。

男女共同参画の推進会議の委員で「仕事と子育て両立支援に関する専門調査会」に属しておりました。待機児童ゼロ作戦、両立ライフへ職場改革、多様で良質な保育サービス。必要な地域全てに放課後児童対策を、地域こぞって子育てを、5つの柱立ての閣議決定が行われ、現在推進しています。

「女性のチャレンジ支援策の推進」について具体的な方策を考える、というのでここ2年程支援のことは行っていました。チャレンジということは女性にも男性にも大切なことで、

保守的な方もいて、予測は難しいけれど良い方向に着実に進んでいることを確信しています。

介護のことにつきましても、女性の問題だけではなく男性の問題でもあり、女性が必要だと思ったことは男性にも必要なことなのであります。国の制度で良いものができれば従う人もいて、人の意識も変わり新しい生き方もでき、だんだんと制度が具体化していく姿だと思えます。

今日のように、この会場に出かけていただく方は、地域社会に明るい風を起こし、男女共同参画の波を広げて進めて行く方だと思えます。女性によっては自分が社会に参画したいけれど、夫が家に一人ですと、食事のことなど気がかりな事などありますと、どうしても出にくくなります。夫もまた一人前に自立した人間として生活を支え、妻の帰りが遅くなれば、自分で夕食が作れるくらいにしておいたほうがいいと思えます。

夫が家にいると妻が外へ出にくいなど、そんなことなど無いように男性女性共々が、お互いの長寿を祝いつつ、ともに長生きをし、仮に一人になっても、地域社会において人々と豊かな交わりを深めながら、豊かな地域の人々との交わりの中で人生を生きながら、楽しい生涯が閉じられる。そんな地域を作るには、根本的にはこの男女共生社会であり、全ての道は、老婆に老翁、に通じているのであります。

ご清聴ありがとうございました。

閉会のあいさつ 竹信 允弘（実行委員会事業部会リーダー）

記念行事終了

人間市男女共同参画宣言都市記念式典 役割担当 協力者名簿 順不同敬称略

役 割 名	実行委員会委員	ボランティア	職 員 等	合計人数
総務担当	竹信、佐藤、近藤 委員、市会長、伊藤 副会長、竹内スタッフ		山本課長、神崎主幹、 坂田主任	9人
受付担当	河瀬委員、横田ス タッフ	豊嶋 富子 小久保 光代 杉山 若江 河井 清子	坂上参事 中島参事	8人
ステージ担当	西山、高久委員、 玉井、上原、谷田部 スタッフ	田雑 薫(職) 荻野 陽子(職)	記録担当 岩田主幹 原嶋主査	9人
ホール担当	横手スタッフ 諸井、中澤委員	根岸 侑子 町田 雅子		5人
オープニングレミ ニ-担当	松本、大石スタッ フ	田島 昭子 小泉 浩人		4人
控室担当	忽滑谷スタッフ	武田 和子 倉林 元子	清水主幹	4人
手話通訳担当				2人
生花担当		荻野 道子 吉野 重子 丸山 君枝		3人
駐車場担当 (職員)	配水場駐車場 齊木主査、古賀主任 産文駐車場 西勝主幹、中澤主幹、竹井主幹、長谷川主査 豊中駐車場 松本主査、横田主査			8人
調整官、講師 送迎担当	市会長、 (職員) 山本課長、田中副参事、入部主査、坂田主任			5人

印は、各担当のリーダーを表す。

実行委員会欄で、委員は市民委員を表し、スタッフは職員を表す。

1 事業部会〔継続的事業担当〕

事業の概要

目的

男女共同参画都市宣言を広く周知し、理解を深めることに寄与する継続的な事業の実施を目的としました。

内容

写真部門 標語部門（一般の部 / こどもの部） エッセー部門 ステージ部門の4つの部門の作品を募集し、コンクールの実施、作品集の配布等の啓発活動を実施しました。各部門の募集内容の詳細は各募集要項（別紙参考資料）参照。

事業選定理由

作品を募集することで、都市宣言について知ってもらえる機会を多くすることができ、応募作品を活用することで、都市宣言の趣旨の理解を高められると予想されたためです。

募集方法

- ・募集要項を市内公共施設、学校に配布しました。

広報活動

- ・広報いるまに募集記事を掲載（5月1日号：写真部門、標語部門一般の部、エッセー部門、ステージ部門 / 6月1日号：標語部門子どもの部）
- ・人間市校長会へ募集依頼（7月9日：作品募集の周知・出品への協力を依頼）
- ・人間CATVで募集（番組名「ハロ-いるま」放送期間6月18日～24日）
- ・市ホームページで募集（5月1日～：写真部門、標語部門一般の部、エッセー部門、ステージ部門 / 6月1日～：標語部門子どもの部）
- ・各実行委員、関係各位による募集。

事業の実績

応募作品点数。（ ）内は応募者数。

写真部門	10 作品
標語部門 一般の部	18 作品（8 人） / こどもの部 159 作品（156 人）
エッセー部門	7 作品
ステージ部門	2 団体

募集作品の活用

選考及び表彰の実施

写真及び標語部門は、優秀作品を選出するコンクールを実施し、写真部門は優秀作品を4作品、標語部門一般の部は優秀作品を4作品、標語部門子どもの部は優秀作品を6作品選出しました。

優秀作品出品者は、記念式典に招待し、表彰及び記念品の贈呈を行いました。

作品の展示

記念式典当日、産業文化センターロビーにて写真部門、標語部門の全作品を展示しました。

平成 16 年 2 月 16 日（月）～20 日（金）の期間、入間市庁舎 1 階市民ギャラリーに写真部門、標語部門の全作品を展示しました。

作品集の作成

A5 版、35 ページ、自主印刷にて製作。製作部数は 900 部。

エッセー、標語の全作品、写真部門出品者、記念式典オープニングセレモニーステージ発表者を紹介した記念作品集を作成し、式典当日に配布しました。

作品集は、応募者全員、市内各公共施設にも配布しました。

ステージ発表

記念式典オープニングセレモニーにて各 15 分間のステージ発表を行い、式典を飾る華やかなものとなりました。

出演者 藤沢ハーモニカ同好会、コナミスポーツクラブ入間

事業のまとめ

事業の効果

応募者は、合計 180 人と 2 団体でした。

この事業の一つの目的である「男女共同参画を広く知ってもらう」ことについては、写真部門、標語部門一般の部、エッセー部門の応募者が少数であったことは、少し残念だったことであると言えます。

標語部門子どもの部は、多くの児童が応募してくれました。この点については、「男女共同参画を広く知ってもらう」うえで、一定の効果があつたと見てよいのではないかと考えます。取りまとめにご協力いただいた学校関係者の方々に深く感謝します。

今回の事業のもう一つの目的、「男女共同参画についての理解を深める」ことについては、この事業はきっかけでありますので、今後の活動にかかっているのではないのでしょうか。

例えば、今回の募集にあたり、作品を出品してくれた多くの児童が、「男女共同参画」について興味関心を高め、今後の学習、特に総合的な学習の時間等で取り組むことがあると、多くの発展が望めると思います。また、平成 16 年 4 月に開館する男女共同参画推進センターにおける作品展示や作品集の閲覧は、「男女共同参画ってなに？」を考える一助となるのではないのでしょうか。

ステージ部門は、記念式典を飾るのにふさわしく、また、出演者の関係者が大勢来場されたので、一定の効果をあげたと考えます。

募集方法・広報活動について

募集要項の作成にあたっては、一目で「男女共同参画都市宣言」に関係するものであることが分かるよう、「広報いるま」の都市宣言コーナーに使用しているイメージキャラクターを用いたり、各部門間で類似した体裁、表記をするよう注意を払ったりし、そして市内各公共施設に広く配布しました。

しかし、広報活動は関係者から直接宣伝を行った方が効果が高かったようです。

標語部門の子どもの部では、応募 156 人中、学校取りまとめが実に 151 人でした（外に窓

口提出が2人、E-mail提出が3人)。その他の部門でも、各関係者から直接宣伝を行った方が効果が高かったように見受けられました。

今後、このような募集を実施するにあたっては、この点に十分な注意を払う必要があります。学校や各事業所に協力を依頼する場合は、先方の業務の日程や事務運営の特色をよく把握することが重要であると考えられます。

おわりに

実行委員会の活動開始から、宣言都市記念式典開催までは、概ね1年でありました。事業の進行は次に記した「参考：事業の検討・実施経過」を参照してください。事業内容確定から各種募集実施・選考、式典にて表彰・作品集配布を実施するのに、1年は「あっと言う間だった」と感じました。

今回の事業を運営する中で、事業の実施は重要であります。そこでの成果をさらに発展させていくことがより重要であるとことを改めて学びました。本報告書が、そのことを多くの方々に知ってもらおううえで少しでも役に立つことを望みます。

参考 事業の検討・実施経過

事業は概ね以下の日程で進行しました。

時 期		内 容
平成 14 年	12月	事業展開について検討 ・ 記念式典に向けた事業の企画・運営の実施を確認 ・ 平成16年4月の(仮称)男女共同参画推進センター開館に向けた事業の提案・準備の実施を確認 ・ コンクール等作品募集の実施を確認 ・ 記念式典オープニングセレモニーの実施を確認
平成 15 年	1月	「男女共同参画」に関する図書コーナーの設置依頼について検討 ・ 依頼文(案) 依頼時期、実施期間について検討。依頼時期は3月中旬頃とし、実施期間等詳細は図書館に一任することを確認 コンクール等募集要領(案)の部門及び内容について検討 ・ 写真、標語、エッセー、ステージ発表者の4部門とすることを確認
	2月	第4回実行委員会にて、図書館への依頼の件及びコンクール等募集要領(案)の募集する4部門を確定
	3月	コンクール等募集実施要領(案)及び各部門募集要項(案)を検討 ・ 両案を直近の実行委員会に図ることを確認 実施要領(案)修正、各部門募集要項(案)を作成
	4月	第6回実行委員会にて、コンクール等募集実施要領及び標語部門の子ども部を除く各部門募集要項を確定

	5月	標語部門子どもの部を除く各募集要項製作、配布作業（12日終了） 第7回実行委員会にて、コンクール等標語部門子どもの部の募集要項を確定
	6月	標語部門子どもの部募集要項を各小学校に配布（6日終了）
	7月	コンクール等の審査基準の審査方法、表彰範囲、表彰方法について検討 作品集について作品集の構成（案）及び配布方法等について検討 入間市校長会に出席。標語部門子どもの部に対する協力依頼
平成 15 年	8月	応募作品整理作業を実施、エッセー原稿入力作業を随時実施 作品集について討議、審査会の日程等を調整 第10回実行委員会にて、作品集発行時期・掲載内容を確定
	9月	標語コンクール子どもの部応募作品整理作業及び予備審査会用資料作成 を実施 記念作品集構成（案）修正版について検討 第12回「男女共同参画都市宣言」実行委員会にて、標語部門両部の予備 審査を実施 コンクール予備審査会報告書を作成、関係各位に送付（30日） エッセー原稿入力作業、原稿校正依頼を実施
	10月	ステージ出演者打合せ（コナミスポーツクラブ入間） コンクール審査会依頼文書を作成、関係各位に送付（7日） 第13回実行委員会にて、作品集タイトル・体裁等を確定 コンクール優秀作品審査会を実施、優秀作品を選出（22日） 作品集印刷用原稿を作成 ステージ出演者打合せ（藤沢ハーモニカ同好会）
	11月	記念作品集印刷製本作業 作品展示用パネル等作成 記念式典時パネル展示
	12月	記念作品集印刷製本作業 作品展示用パネル等作成 記念式典時パネル展示
平成 16 年	1月	平成16年度に向けた提言（案）を作成 2月実施の展示パネル等を準備
	2月	第17回実行委員会にて、平成16年度に向けた提言（案）を確定 市庁舎1階市民ギャラリーにて、写真・標語の全作品の展示、記念作品 集の配布を実施。（16日～20日）
	3月	報告書発行

（ : 実行委員会会議・活動事項 : 部会内討議・確認事項 : 部会内作業）

パネル展示の様様



表彰の様様



1 事業部会〔模擬議会「女性議会」担当〕

1 はじめに

模擬議会「女性議会」は、市が男女共同参画都市宣言を行うことを記念し、都市宣言を盛り上げる関連事業として企画・開催された行事です。入間市では初めての試みであり、また、市民と行政の協働により白紙の状態から手作りで企画・運営されたことから、当初は大きな不安と期待とが交錯していました。しかし、多くの方々の協力と参加を得たことにより、大いに盛り上がり成功を収めることができました。

さて、この行事には、今申しあげました関連事業としての性格にとどまらず、男女共同参画社会の実現に向けて、

- ①これまで政策決定の場に参画する機会の少なかった女性に対して、市政への参画機会を提供すること
- ②まちづくりについて女性の視点からの提案を行うこと
- ③多くの市民が市政やまちづくりについて、より一層関心を深めること

を目指すといういくつかの具体的な目的がありました。

この目的を達成するために、模擬議員は一部を公募により、また一部を市内で男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行っている団体等からの推薦により募集しました。

こうした結果、年齢や立場がさまざまな11人の方々が模擬議員に当選され、本当に熱い質問を繰り広げました。



それでは、ただいま開催趣旨を申し述べました模擬議会「女性議会」について、以下、

- ①まず、模擬議会「女性議会」の全体像をご紹介します、
- ②続いて、当日の様様を簡単にお伝えし、
- ③最後に傍聴人として参加された方々からの声をお伝えし、

事業報告とさせていただきますと思います。

2 模擬議会「女性議会」の全体像をご紹介します

1	主 催	入間市
2	主 管	「男女共同参画都市宣言」実行委員会
3	日 時	平成 15 年 11 月 10 日（月）午前 9 時 30 分～午後 3 時 15 分頃
4	場 所	入間市議会議場
5	参加者	模擬議員（女性）11 人（公募並びに団体推薦により選出） 市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び各部長
6	内 容	開会行事 （模擬議員による）一般質問 （模擬議員による）入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議 閉会行事
7	その他	会議は公開（傍聴を実施）する。

問 『模擬議員（女性）11 人』は、①どのように選出されたのですか？②また、当日までどのような準備をしましたか？

答 ①市内在住の女性で、年齢が 15 歳以上の方であって、原則として義務教育課程を修了し、事前研修に参加できる方を対象として募集しました。その結果、公募並びに団体推薦により申し込みのあった 11 人の方すべてが模擬議員として選出されました。

②平成 15 年 8 月 25 日（月）、同 9 月 30 日（火）に説明会を開催し、当選証書の付与、自己紹介、模擬議会「女性議会」の概要説明、一般質問の質問分野の発表等を行いました。また、市議会 9 月定例会の傍聴も行っていただき、実際の議事進行のイメージをご覧いただきました。さらに 10 月 31 日（金）にはリハーサルを行い、本番に備えました。

問 『模擬議員による一般質問』とは、どのようなものなのですか？

答 市政に対する一般質問（議案に関係なく、市全体及び市政について市長などの考え方・方針をただすこと）を模して実施しました。ただし、持ち時間は 1 人 20 分以内とし、再質問も 1 回までとしました。また、入間市女性議会の議事進行は、予め模擬議員で互選を行った模擬議長（模擬議長が質問する際は、模擬副議長）が務めました。

3 当日（入間市女性議会）の模様をお伝えします

①（模擬議員による）一般質問 【質問事項等一覧表】

No. 質問者	質問事項	質 問 要 旨
1	財政運営が困難な時代を迎え、市	①高齢社会における老人会への補助金について

関谷ハツエ	の団体などへの補助金のあり方について	②地域のまつり等への補助金のあり方について
2 遠藤由貴子	1.狭山市との合併について 2.合併協議会について	狭山市の進捗状況及び、狭山市民の意見や意識は市民の意見が反映されるような組織なのか、また本当に市民の意見は反映されるのか
3 平原律子	入間市独自の「まちづくり」への取り組みについて	①少子高齢社会における入間市独自の「まちづくり」の現状について ②「元気な入間」まちづくりと地域福祉計画の整合性について
4 増田美智子	1.町づくり、公園づくりについて 2.震災時の水道管について	①加治丘陵をどのように整備していくのか ②公園をつくるときはどういう基準でつくるのか ③入間台汚水処理場跡地の管理方法を見直す考えは老朽化して地震に耐えられない古い管はあるのか
5 橋本とし子	商工業の発展について	①個人商店の生き残れるまちへ ②隣接市との交流を通じた情報交換の必要性
6 山田早苗	小・中学校校舎の耐震診断・安全点検の実施について	①文部科学省の通達を「努力事項」と捉える根拠は ②耐震診断に要する費用はどのくらいかかるのか、またどのくらい足りないのか ③耐震補強工事に要する費用の不足分に対する国の補助金等の申請はできないか ④耐震だけでも早急に行い、結果を市民に公開してもらえないか
7 細瀨 汎子	1.農業の分野における男女共同参画について 2.介護保険の迅速な認定業務及び特別養護老人ホーム入所待ちの解消について	市の農業委員など、農業の分野における女性の登用について、現状と考え方は ①介護認定にかかる日数と認定件数は ②介護度の判定の現状と改善策は ③特別養護老人ホームの入所待ち解消の取り組みは
8 べ 瀬 珠	1.少子化問題への取り組みについて 2.学校における英語教育の取り組みについて	具体的な取り組み、あるいは計画はあるのか 学校における英語教育の具体的な取り組みは、また計画はあるのか
9 岩崎芳江	1.中心市街地活性化の今後の取り組みについて 2.将来を担う子供の社会性を養う教育について	扇町屋商店街と入間市駅北口の再開発の状況について ①小・中学校における取り組みは ②教師の熱意を高めるための取り組みは ③地域社会の大人が支援できることは
10 佐々木砂織	1.福祉行政について 2.小児医療について	①乳幼児医療費の申請手続きについて ②乳幼児医療費の支給延長の考えは ①市内に小児救急病院の設置する考えはあるか
11 澤田美由紀	1.少子化対策について 2.小児医療について	①民間保育園への支援の現状と今後の方針は ②保育料の引き下げの方針はあるか ①小児救急医療の今後の対応策について ②乳児医療費の窓口払いについて

以上の質問事項に対して、市長をはじめとする市執行部から答弁があり、質問者によっては再質問が行われるなど、活発な議論が行われました。

② (模擬議員による) 入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議 【決議本文】

入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議

近年、我が国の社会は、少子・高齢化、高度情報化、国際化、経済の成熟化などが進んでおり、高度成長の時代から安定成長の時代へと移行している。

このような状況の中、活力を維持しながら、ゆとりのある社会環境の整備が求められており、その条件整備として、男女共同参画社会の形成が取り組まれてきた。平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国を挙げて男女共同参画社会の実現をめざしているところである。この法律では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、各分野における施策・事業も加速度的に展開されている。私たちは、この法律と認識を同じくし、少しでも早い男女共同参画社会の形成を希望するものである。

入間市では、いるま男女共生プランを策定し、啓発事業など様々な取り組みが市民との協働により実施されてきた。しかしながら、長年にわたって培われてきた固定的な男女観は根強く、その解消は半ばの状況といえる。また、女性に対するあらゆる暴力の防止など新たな課題に対応する必要も生じている。

このような状況においては、「香り豊かな緑の文化都市」、そして、「元気な入間」を実現するためにも、男女が共に一人ひとりの特性と能力が十分発揮でき、共にいきいきと暮らせる元気な入間のまちづくりを進めることが必要不可欠であり、さらに充実させていくことが重要であると考えます。

よって、入間市女性議会は、入間市が市をあげて男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層強力に推進することを明らかにする「男女共同参画都市」となることを高らかに宣言し、その理念がすべての市民へと周知されるよう希望するとともに、さらに「男女共同参画宣言都市」としてふさわしい施策・事業を積極的に展開していくことを求めてここに決議する。

平成15年11月10日

入間市女性議会

以上の決議が全会一致で可決され、都市宣言の実施に向けて大きく弾みがつきました。

4 傍聴者として参加された方々からの声をお伝えします

一般傍聴は当日先着60人(途中入場・退席可とし、空席がある限り入場可能)・報道関係者は10人を定員として、傍聴を行いました。当日は、一般傍聴・報道関係者の45人をはじめ、市議会議員など多数の関係者の方々に、傍聴いただきました。

なお、傍聴者にご協力いただきアンケート調査を行いましたので、その結果の一部を紹介します。

この様な場所に初めて参加させて頂いた事に非常に意義がある事だと大変良かったと思います。一市民でいながらもわからず自分なりに疑問点があっても、そのままに過ぎてしまう現状ですが、質問された方々の答弁で少しは、自分なりに解決し又これからは、市政の考えがちがってきたと思われまます。有難うございました。

本議会さながらの緊張感を感じました。短時間の傍聴の為、断片的な印象しか書けませんが、議員の質問内容も的を射ており、女性ならではの視点も併せてレベルの高いものであったと思います。ただ、時間の関係で再質問ができないのは非常に残念であったと思います。女性に限らず、市政への市民の参画を今後益々推進する必要があると感じました。

このような企画はとっても良い事だと思います。子供議会や老人議会など他の企画においての市民の様々な意見を扱える機会が増えるよう期待します。

熱心な質問に、女性らしい意見に、なるほどと感じました。傍聴してよかったですと思いました。一度でなく、実行してほしい。

今回初めて、女性議会に参加させて頂きました。今後も、より良い人間市を目指し活発な意見が望まれます。このような女性議会に多くの方が関心を持てましたら、とても有意義な事と思われれます。有難うございました。

アンケート回答数 16

5 おわりに

模擬議会「女性議会」はいかがでしたか。実行委員会では当日の様様を収めた会議録を別途作成しましたので、より詳しい様子をお知りになりたい方はぜひご覧ください。

さて、この行事は11人の模擬議員のほか、45人にのぼる傍聴者の方々、模擬議員を推薦いただいた団体等の関係者、答弁や答弁作成に関わった市長をはじめとする市執行部関係者、議場の提供や議事進行補助等にご協力をいただいた市議会関係者、その他多くの方々のご支援を得て開催されました。ここに改めて御礼申し上げ、結びとさせていただきます。

参考 事業の検討・実施経過

時 期	内 容
平成 14 年	1 1 月 ○事業部会にて、女性議会「模擬議会」の開催を構想。 ○第2回実行委員会にて、事業部会の構想を承認。事業部会に担当を設置し、具体的な検討を開始。
	1 2 月 ○検討事項の洗い出し、開催日時・場所・内容など基本的な枠組みについての概要を企画（担当案）。
平成 15 年	1 月 ○模擬議員数・対象・募集方法・形式・進行等の概要を企画（担当案）。 ○第3回実行委員会にて、企画（担当案）に検討を加え方向性を了承。 ○担当で未検討事項の企画を継続し、計画素案をまとめる。
	2 月 ○第4回実行委員会にて、日時・会場・模擬議員数など16項目について計画案を決定。 ○実行委員会検討経過に関する報告書第1号にて、市長へ計画案を報告。 ○計画案に基づいて、模擬議会「女性議会」開催要領（以下「開催要領」）の検討に着手。
	3 月 ○開催要領に加え、募集、決定、進行、傍聴等の細部の検討を開始。
	4 月 ○第6回実行委員会にて、開催要領案を決定。 ○実行委員会検討経過に関する報告書第2号にて、市長へ開催要領案を報告。
	5 月 ◎開催要領施行。 ○第7回実行委員会にて、模擬議会「女性議会」議員の応募者等資格審査委員会要領（以下「審査要領」）、応募資格の審査基準（以下「審査基準」）、模擬議員募集記事等の方向性を了承。調整を担当へ一任し、のち案が決定。 ○模擬議員募集記事・ポスター・ちらし、模擬議員立候補届、模擬議員推薦依頼書等の関係資料案の作成、募集期間等の確認、模擬議員決定後の説明会・リハーサルの実施の検討。
	6 月 ○実行委員会検討経過に関する報告書第2号にて、市長へ審査要領案、審査基準案、関係資料案等を報告。 ◎審査要領、審査基準施行。 ○模擬議員の募集開始。

平成 15 年	7月	○模擬議員の募集締切。 ○当選通知等模擬議員の決定に関する書類や手続きを整備し、模擬議員決定後のスケジュールを計画。 ○第9回実行委員会にて、模擬議員の募集結果を報告。 ○模擬議会「女性議会」議員立候補者資格審査委員会にて、議員候補者名簿登録者を決定。
	8月	○第10回実行委員会にて、当選者を報告。当選通知等模擬議員決定に関する手続き・書類案、模擬議員決定後のスケジュール（説明会等）案を了承。 ●当選通知の発送、第1回説明会の開催（当選証書付与、自己紹介、概要説明、遵守事項確認等）。 ○入間市議会へ協力依頼（文書の提出）。 ○傍聴規則、議事進行、開催ポスター・ちらし・広報原稿等の検討。
	9月	○模擬議員が任意で入間市議会を傍聴。 ●第2回説明会の開催（正副議長の選出、質問内容の発表、一般質問の仕方の説明、質問順・議席等の決定、議事進行等スケジュールの説明等）
	10月	○傍聴者募集広報、開催案内及び傍聴者募集ポスター・ちらしの掲示・配布。 ○第13回実行委員会にて、傍聴要領の方向性を了承。調製を担当に一任し、のち案が決定。 ◎傍聴要領施行。 ○一般質問通告、決議案の草案作成。 ○開会行事、議事進行、閉会行事の内容、役割分担等の当日運営の内容決定。 ●リハーサルの開催。
	11月	●模擬議会「女性議会」【入間市女性議会・11月10日(月)】の開催。 ●男女共同参画宣言都市記念式典会場にて、模擬議会「女性議会」当日の模様を展示。
	12月	○会議録の作成。
平成 16 年	1月	○会議録の作成。
	2月	◎会議録の完成。 ●市庁舎1階市民ギャラリーにて、模擬議会「女性議会」当日の模様を展示。
	3月	◎報告書発行。

◎は、要領などの施行または会議録などの発行。

●は、説明会、リハーサル、当日など催しの実施。

宣言文案案部会

広 報 部 会

2 宣言文草案部会

宣言文草案部会としては、宣言文を作成していく過程を紹介することといたします。

・第1回会議内容

と き 平成14年11月6日(水)午後7時から

協議事項

- ・ 宣言文は1本で作ることとしました。
- ・ 宣言文の文体は、前文のあとに箇条書きとすることとしました。
- ・ 前文の内容は、基本理念および入間市が目指す男女共同参画社会を謳うこととしました。
- ・ 宣言文には、2つのキーワード(「共にかがやき いきいきと」、「元気な入間」)を入れることにしました。
- ・ 宣言文のタイトルは、「いるま男女共同参画都市宣言」とすることにしました。

・第2回会議内容

と き 平成14年12月12日(木)午後7時から

協議事項

- ・ 宣言文前文の原案を作成しました。
「わたしたちは、女性も男性もあらゆる分野で一人ひとりが特性と能力を十分発揮でき、共同で参画するとともに責任を果たす男女共生社会を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。」
- ・ 宣言文に使用するのに相応しい言葉を出し合った後、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の第3・4・5・6・7条の基本原則にあるキーワードを4つにまとめ、出し合ったキーワードをもとに下記のとおり分類しました。
なお、4つの分類に当てはまらないものは その他として分類しました。
人権の尊重(3条関係): 人権の尊重、個性の尊重、認め合う、多様な生き方、信頼、存在、思いやり、やさしさ、交流(市民参画)
あらゆる分野(4・6条関係): 責任、活力、機会、中立、自立、個性を伸ばす、交流(市民参画)、触れ合い、分かち合う、磨き合う
共同参画(5条関係): 高め合う、支え合う、参画、パートナーシップ、協働、中立、思いやり、やさしさ、共に歩む、分かち合う、共にいきいきと、元気な入間
平和(7条関係): 平和、調和、未来
その他: 21世紀、平等、対等、品位
- ・ 先述の基本法のキーワードを基本理念とすることで、箇条書きで作成する宣言文の骨格ができました。

・第3回会議内容

と き 平成15年2月6日(木)午後7時から

協議事項

前文に前向きな表現を挿入する。

平成15年1月15日の第3回「男女共同参画都市宣言」実行委員会の席上で「宣言文前文に前向きな表現を入れた方が良い」との発言があったのを受けて草案部会で検討したところ下記のとおりになりました。

前「わたしたちは、女性も男性もあらゆる分野で一人ひとりが特性と能力を十分発揮でき、共同で参画するとともに責任を果たす男女共生社会を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。」



後「わたしたちは、女性も男性もあらゆる分野で一人ひとりが特性と能力を十分発揮でき、共同で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。」となりました。

これは、「責任を果たす」という表現がきつく感じられるため、「分かち合う」と柔らかい表現にし、前文の雰囲気の前向き感のあるものにしました。

宣言文の箇条書き部分の作成。

宣言文の箇条書き部分は検討した結果以下のとおりになりました。「わたしたちは、」で始まり、「めざします。」で終わる形を取りました。

- 一、 わたしたちは、(男女の)性別にとらわれず個人として尊重され、共にかがやき、いきいきと暮らす「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する「元気な人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、おもいやりあふれた「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が共に協力し、平和を愛する「香り豊かな緑の文化都市・人間」をめざします。

宣言文の内容が今後の事業全般に影響を及ぼすため、第5回会議の席上で各部会ごとに意見を出してもらうことにしました。

・第4回会議内容

と き 平成15年3月5日(水)午後7時から

協議事項

宣言文についていろいろな意見を出し合いました。全員の意見が一致し、訂正した所はゴシック体で、検討中の部分はカッコ書き及び下線で示しています。

訂正前 わたしたちは、女性も男性もあらゆる分野で一人ひとりが特性と能力を十分発揮でき、共同で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、 わたしたちは、(男女の)性別にとらわれず個人として尊重され、共にかがやき、いきいきと暮らす「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する「元気な人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、おもいやりあふれた「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が共に協力し、平和を愛する「香り豊かな緑の文化都市・人間」をめざします。



訂正後 わたしたちは、女性も男性もあらゆる分野で一人ひとりが特性と能力を十分発揮でき(発揮し、)(対等の立場で)共同で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会を築くため(の実現をめざして、)ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、 わたしたちは、(男女が)性別にとらわれず個人としてお互いに尊重し、共にかがやき、いきいきと暮らす「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する「元気な人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が家事・育児・介護など(の責任)を分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が共に協力し、平和を愛する「香り豊かな緑の文化都市・人間」をめざします。

草案部会で出た意見等

- ・ 3月19日の会議で実行委員の皆さんの意見を伺い、それを草案部会で検討し完全なものに仕上げることとしました。
- ・ 前分の「責任を分かち合う」がおかしいのではないかと
ジェンダーチェックシートについて
- ・ 宣言文リーフレットの裏側4分の1程度のスペースに入るようにしていくこととしました。
- ・ 10問程度の分量とすることとしました。

・ 第5回会議内容

と き 平成15年4月9日(水)午後7時から

協議事項

3月19日に開催された第5回「男女共同参画都市宣言」実行委員会の席上で出た意見を

踏まえ草案部会で協議を行いました（訂正後のゴシック体及び下線部分が訂正した部分）。

訂正前 わたしたちは、女性も男性もあらゆる分野で一人ひとりが特性と能力を十分発揮でき（発揮し、）（対等の立場で）共同で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会を築くため（の実現をめざして、）ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、 わたしたちは、（男女が）性別にとらわれず個人としてお互いに尊重し、共にかがやき、いきいきと暮らす「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する「元気な人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が家事・育児・介護など（の責任）を分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が共に協力し、平和を愛する「香り豊かな緑の文化都市・人間」をめざします。



訂正後 わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、 わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切にし、共にかがやき、いきいきと暮らす「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する「元気な人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、国際社会の一員として男女が共に協力し、平和を愛する「香り豊かな緑の文化都市・人間」をめざします。

訂正箇所の説明

- ・ 前文の「あらゆる分野で」の位置を前に移動させました。
- ・ 保留になっていた「（発揮し、）（対等の立場で）」の部分をこのような表現にしました。
- ・ 「責任を分かち合う」の表現が違和感があるとのことでしたが、一般的に使用されていることからそのままにしました。
- ・ 保留になっていた「築くため（の実現をめざして、）」の部分を上記のような表現にしました。
- ・ 1項の「男女が」を入れることにしました。
- ・ 1項の「お互いに尊重し、」を「尊重し合うことを大切にし、」という表現にしました。
- ・ 3項の「（の責任）を分かち合い、」の「の責任」を除きました。
- ・ 4項に国際的な視野から「国際社会の一員として」を入れました。
- ・ 「いるま男女共同参画都市宣言」を「人間市男女共同参画都市宣言」としました。

・第6回会議内容

と き 平成15年5月7日(水)午後7時30分から

協議事項

4月16日に開催された第6回「男女共同参画都市宣言」実行委員会の席上で出た意見を踏まえ、草案部会で再協議を行い、以下のとおりとなりました。訂正箇所はゴシック体及び下線で示しました。

訂正後

人間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、 わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切にし、共にかがやき、いきいきと暮らす「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する「元気な人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「人間」をめざします。
- 一、 わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する「香り豊かな緑の文化都市・人間」をめざします。

訂正箇所の説明

- ・ いるま男女共同参画都市宣言を人間市男女共同参画都市宣言としました。
- ・ 他の条文との兼ね合いから、4項目の「男女が」を国際社会の一員の前に移動しました。広報部会の中澤委員にも同席してもらい、ジェンダーチェックシートについて協議を行いました。結果は以下のとおりとなりました。
- ・ サイズは、A4を二つ折りにし、リーフレットに折り込むこととしました。
- ・ ジェンダーフリーの表現は入れないこととしました。
- ・ 表紙にジェンダーについての説明、都市宣言を行ったことを記載する。2ページに設問、3ページに設問に対する解説、裏表紙に宣言文を入れることとしました。
- ・ 設問内容は、日常生活の中でのジェンダーとし、大人向けとすることとしました。
- ・ 設問は10問程度とすることとしました。
- ・ 設問については、次回の宣言文案草案部会会議までに各自考えて来ることとしました。
- ・ チェックシートのどこかに広報いるまのコーナーで使用しているカットを入れることとしました。

・第7回会議内容

と き 平成15年6月10日(火)午後7時から

協議事項

宣言文中の「入間」について

『宣言文2項の「元気な入間」、同4項の「香り豊かな緑の文化都市・入間」の入間を他の条文と合わせ「入間」にしたほうがよい』との第7回「男女共同参画都市宣言」実行委員会での席上での発言を受け、草案部会で検討したところ、「入間」で表記することで意見が一致しました。

ジェンダーチェックシートについて

前回の実行委員会で報告したとおりの形で、ジェンダーチェックシートの見本を作成し、草案部会で検討した結果以下のとおりとなりました。

なお、検討後、ジェンダーチェックシート案を作成しました。

- ・ 設問の大枠は、家庭という枠の中でのジェンダーチェックとします。
- ・ 設問は、家庭という枠内であると思われる、結婚までの男女、家事分担(職業がらみ)、子育て、介護の4つの分野別に各3~4問の設問を設けることとします。
- ・ チェックシートを楽しんでもらうため、各分野に1問遊び心のある設問を設けることとします。

・第8回会議内容

と き 平成15年7月8日(火)午後7時から

協議事項

ジェンダーチェックシートの設問について協議を行い、第8回実行委員会で報告した結婚までの男女、家事分担(職業がらみ)、子育て、介護の4つの分野にしました。設問は以下のとおりです。

また、各実行委員さんに設問を第9回実行委員会までに各自1問考えて来てもらうことを、事務局をとおして依頼することになりました(皆さん御迷惑かけました)。

結婚までの男女

- ・ デートの費用は男性がもつ方が良いと思う。
- ・ プロポーズは女性からしない方が良いと思う。
- ・ 結婚したら妻が夫の姓を名乗るのは当然だと思う。

家事分担(職業がらみ)

- ・ 食事の支度や後片付けを夫がこまめにするのは妻として恥ずかしいと思う。
- ・ 子どもの学校への提出物には、保護者欄には父親の名を記入した方が良いと思う。
- ・ 親戚づき合いや地域活動は、妻が担う方が良い。
- ・ 親の介護は娘や嫁がした方が良いと思う。
- ・ 喪主は妻や娘でなく男性の方が良いと思う。

- ・ ちらかずのは男性、片付けるのはいつも女性だと思っている。
- ・ お茶は自分で入れる。
- ・ ごみの分別のルールを知っている。
- ・ トイレトペーパーの値段を知っている。
- ・ 料理のレパートリーが5つ以上ある。
- ・ ふだん、トイレ掃除をしている。
- ・ 食事やパーティーの場のもてなし役はいつも女性が担っている。

子育て

- ・ 女の子はしとやかに、男の子はたくましく育てた方が良い。
- ・ 子どもが生まれたら母親が退職し、育児をした方が良い。
- ・ 父親はいざというときだけ育児に登場すれば良いと思う。
- ・ 「女のくせに」とか「男のくせに」と叱ることがある。
- ・ 女の子の成績がいいと、つい「この子が男の子だったら」と思ってしまう。
- ・ 男の子より女の子の言葉づかいが気になり厳しく注意してしまう。

介 護

- ・ 家族のために自分を犠牲にする「耐える女」が理想だと思う。
- ・ 寝たきりになったら男性よりも女性に世話してもらいたいと思う。
- ・ 親が倒れたら女性（娘や息子の妻）が退職して看病した方が良いと思う。

今後のスケジュール確認を行いました。

7月末までに、今回の実行委員会で提出してもらった設問を含め、設問数を絞り込みつつ、草案部会の会議を2回以上もち解説を考えることとしました。

8月末までに、実行委員会に設問・設問の解説を諮り、出た意見を踏まえ設問・設問の解説の調整・決定を行うことにしました。

9月末までに、ジェンダーチェックシートのデザインを決定していくこととしました。

以上のスケジュールで事務を進めていかないと、式典当日までの諸準備が間に合わなくなり、悠長に構えている場合ではないことを確認しました。

・ 第9回会議内容

と き 平成15年7月22日（火）午後6時から

協議事項

前回の実行委員会で皆さんに提出していただいた設問を適正な数に絞り込み、設問に対しての解説を検討しました。検討結果は以下のとおりです。

結婚前の男女

女性をリードできない男性はだらしのない男だと思う。

プロポーズは女性からしない方が良いと思う。

結婚したら妻が夫の姓を名乗るのは当たり前だと思う。

(次点) デートの費用は男性が持つ方が良いと思う。

解 説

「男らしさ・女らしさ」って何？

「男は度胸・女は愛嬌」、「男は強く・女は弱い」など、社会通念になってしまっている言い回しです。これらは何ら根拠のないものであるにも関わらず、私たちの行動や考え方を支配しています。そろそろ「男らしさ・女らしさ」ということを冷静に考えてみる必要があります。

家事分担 (職業がらみ)

親戚づき合いや地域活動は、妻が担う方が良いと思う。

世帯主は夫 (男性) になるのが好ましいと思う。

家事は女性の仕事で、男性は外で仕事をした方がよいと思う。

親の介護は娘や息子の妻がした方が良いと思う。

(次点) 食事の支度や後片付けを夫がこまめにするのは妻として恥ずかしいと思う。

解 説

「男は仕事・女は家庭」じゃつまらない！

女性ということだけで家庭に縛られ社会的活動から締め出すことは、反対の意味で男性にも制約を加えることになります。男女共同参画社会の構想は、性により特定の生き方が決定され、促されることのない、新しい社会の創造を目指しています。

仕 事

男性が保育士だったり、女性がトラックの運転士だったりしたら変だと思う。

理論的な意見、上司と異なる意見を発言する女性は生意気だと思う。

育児休暇を取る男性は、仕事に対する熱意が低いと思う。

解 説

労働市場の性別職務分離とは・・・

労働市場が性別により分かれていることを性別職務分離といいます。特に女性の比率が高い職業は女性の仕事と見なされ労働条件・賃金水準が低いことや、管理職に女性の比率が低いことが問題となっています。一般に職業選択の際に言われる「性による職業特質」には、ほとんど根拠がありません。

子育て

「女のくせに」とか「男のくせに」と叱ることがある。

男の子より女の子の言葉づかいが気になり厳しく注意してしまう。

保護欄に父親の名前を書いてしまう (例：入塾の承諾書等)。

(次点) 子どもが生まれたら母親が退職し、育児をした方が良い。

解 説

ジェンダー・バイアスは子世代に影響する！

私たちのジェンダーに対する考え方の偏り (ジェンダー・バイアス) は、次世代にも影響

を及ぼします。日常的な生活行動や何気ない発言の中に潜んだジェンダーを、子どもたちは敏感に読み取り、常識として身につけていきます。新時代を生きる子どもたちのためにも、まず私たちが従来の発想を転換する必要があります。

・第10回会議内容

と き 平成15年8月13日(水)午後7時から

協議事項

前回の実行委員会での意見を踏まえチェックシートの設問等を検討しました。

おわりに

宣言文草案部会だけの会議の紹介でしたが、他の実行委員会の皆さんからの貴重なご意見をいただきこの宣言文が完成度を増したことに感謝します。

3 広報部会

市民スタッフ2人、職員スタッフ2人で構成された広報部会は、主にこのたびの「男女共同参画都市宣言」事業全般のPR活動を行ってきました。市民の方々にどうすればこの各種事業を知っていただけるか、また参加していただけるかを念頭に置きながら多くの会議を開催し検討してきました。

当初の実行委員会において各部会における活動内容が検討され、その活動に添って各種広報活動をしていくこととなりました。その一つとして、広報広聴課の協力により広報いるま4月1日号から「女と男 ^{ひと} ^{ひと} 共にかがやき いきいきと」と題したコーナーや特集を設けました。このコーナーでは、実行委員会の活動紹介、事業への参加募集、作品等の募集や今後の予定等を掲載しました。

ポスターや各種ちらし、ジェンダーチェックシートについては、各部会と広報部会作成の原案を持ち寄りながら、多くの打ち合わせを重ね作成に至りました。

どれも部会の壁をなくし、市民スタッフ・職員スタッフお互いの意見を尊重し合い、多くの皆さんに観ていただけるように、そして、より分かりやすくをモットーに検討を進めていきました。部会の意見をまとめたものの、実行委員会に提案した結果、再検討を余儀なくされたこともありました。今では、素晴らしい広報活動ができたと自負しております。

おわりに、いろいろとご意見をいただいたり、急な原稿依頼にいつも快く対応していただいたりした実行委員の方々をはじめとする関係者の皆様へお礼を申し上げます。

参考 事業の検討・実施経過

広報部会の検討経過は以下のとおりです。

	日 時	内 容
第1回	平成14年11月11日	・今後の活動方針、活動内容の提案作成
第2回	平成14年12月2日	・各種広報活動の担当者検討 ・広報いるまコーナー記事担当者、内容の検討
第3回	平成15年1月27日	・広報いるまコーナー記事内容（前期）の検討 ・ジェンダーチェックシート作成の今後の予定
第4回	平成15年2月24日	・広報いるまコーナー記事タイトル、デザインの検討 ・都市宣言文の検討 ・広報いるま4月1日号の検討
	平成15年3月	・広報いるま5月1日号の検討
	平成15年4月1日	広報いるま4月1日号コーナー記事 実行委員会会長あいさつ
	平成15年5月1日	広報いるま5月1日号コーナー記事 都市宣言記念事業作品およびステージ発表者募集

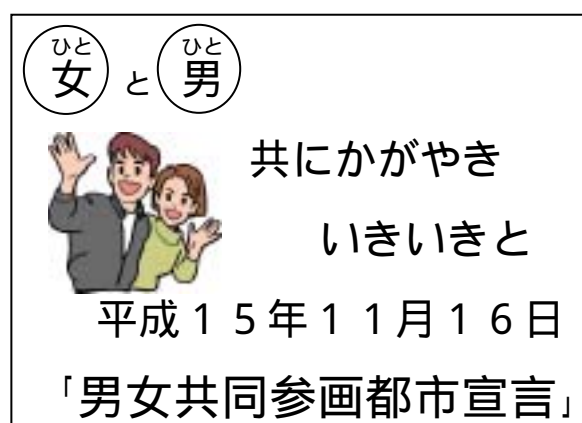
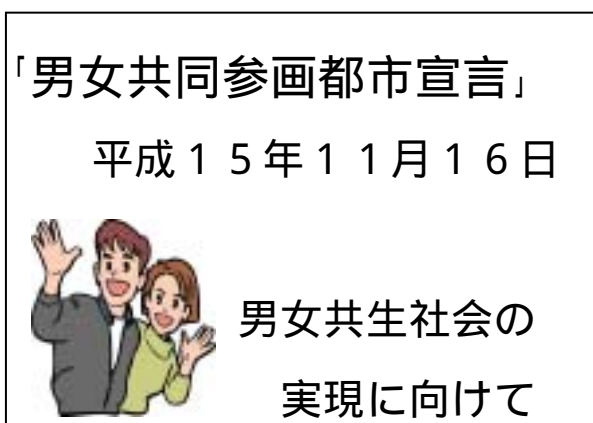
第5回	平成15年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いるま6月1日号の検討 ・広報いるまコーナー記事内容(後期)の検討 ・部会進捗状況の確認
第6回	平成15年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いるま6月15日号、7月1日号の検討 ・女性議会参加者募集ポスター内容検討 ・都市宣言啓発用市職員名札の案検討、作成
	平成15年6月1日	広報いるま6月1日号コーナー記事 各部会の紹介およびコンクール作品(子どもの部)募集
	平成15年7月1日	広報いるま7月1日号コーナー記事 事業部会式典担当紹介
第7回	平成15年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いるま8月1日号の検討 ・ジェンダーチェックシートの質問項目について ・実行委員会報告書について
	平成15年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いるま9月1日号の検討
	平成15年8月1日	広報いるま8月1日号コーナー記事 宣言都市記念式典運営ボランティア募集
	平成15年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性議会開催案内、傍聴者募集ポスター内容検討
第8回	平成15年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性議会開催案内、傍聴者募集ポスター内容検討 ・広報いるま10月1日号の検討 ・記念式典ポスター等の検討
第9回	平成15年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・記念式典ポスター等印刷業者との打ち合わせ
	平成15年9月1日	広報いるま9月1日号コーナー記事 各部会進捗状況紹介
第10回	平成15年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・記念式典ポスター等の検討
第11回	平成15年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・記念式典ポスター等の検討 ・ジェンダーチェックシートの検討 ・広報いるま11月1日号の検討
	平成15年10月1日	広報いるま10月1日号コーナー記事 宣言都市記念式典および模擬議会「女性議会」傍聴者募集
	平成15年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いるま11月1日号の検討
第12回	平成15年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・記念式典リーフレットの検討
第13回	平成15年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・記念式典リーフレットの検討
	平成15年11月1日	広報いるま11月1日号コーナー記事 都市宣言記念作品応募のお礼と作品展示の紹介

第14回	平成15年12月3日	・広報いるま1月1日号の検討 ・実行委員会報告書作成について
	平成16年1月1日	広報いるま1月1日号特集記事 市民とつくる 男女共同参画都市
第15回	平成16年1月7日	・実行委員会報告書原案作成
	平成16年2月1日	広報いるま2月1日号コーナー記事 都市宣言記念関連事業終了のお知らせと実行委員会 会長、副会長のあいさつ
第16回	平成16年2月5日	・実行委員会報告書原案作成

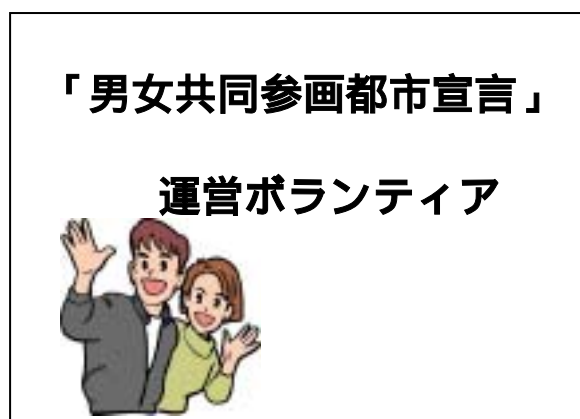
(各種ポスター、ちらし等については参考資料参照)

都市宣言啓発用市職員着用名札

(着用期間：平成15年10月14日～平成15年11月16日)



宣言都市記念式典当日(11月16日)スタッフ着用名札



実 行 委 員 会

- 設置要綱
- 開催経過
- 名 簿

4 「男女共同参画都市宣言」実行委員会設置要綱

- 1 趣 旨 男女共生社会の実現に向けて、家庭・職場・地域へと、市を挙げて、市民参画のもと、男女共同参画をより一層広げていくことを目的とする。このため、「男女共同参画都市宣言」実行委員会を設置するものとする。

また、この都市宣言は、内閣府が実施している「男女共同参画宣言都市奨励事業」として実施していくものとする。
- 2 所掌事務 (1) 宣言の草案に関すること。
(2) 奨励事業に関すること。
(3) 関連事業に関すること。
(4) 宣言の趣旨を広め、その浸透を図ること。
- 3 構 成 (1) メンバーは、市民委員（10名を予定）及び入間市女性政策推進スタッフ会議スタッフ（10名を予定）によるものとする。
(2) 市民委員のうち3名は、公募（市報掲載予定）によるものとし、それ以外の委員は、知識経験者等とする。
- 4 組 織 (1) 実行委員会に、会長及び副会長を置く。
(2) 実行委員会が検討した事項等については、入間市女性問題協議会の審議、助言を得るものとする。
- 5 設置期間 平成14年7月1日～平成16年3月31日
- 6 庶務担当 企画課女性政策担当
- 7 その他 詳細等については、実行委員会会議に諮り決定していくものとする。

5 「男女共同参画都市宣言」実行委員会等開催経過

年 月 日 等	会 議 名
平成 14 年 7 月 25 日 (木)	第 1 回入間市女性政策推進スタッフ会議 (第 3 期)
平成 14 年 8 月 28 日 (水)	第 2 回入間市女性政策推進スタッフ会議 (第 3 期)
平成 14 年 8 月 19 日 (月)	第 1 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会市民委員会議 委嘱状の交付、自己紹介、代表 (市万里子委員)・副代表 (伊藤 智委員) 選出
平成 14 年 8 月 23 日 (月) 、 平成 14 年 8 月 25 日 (日)	平成 14 年度女性学・ジェンダー研究フォーラムに参加
平成 14 年 10 月 2 日 (水)	第 1 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 自己紹介、会長 (市万里子委員)・副会長 (伊藤智委員) 選出 各委員から「男女共同参画都市宣言」に関する提案説明 部会を 3 部会 (宣言文草案・事業・広報部会) にすることに決定
平成 14 年 10 月 4 日 (金) 、 平成 14 年 10 月 5 日 (土)	「日本女性会議 2002 あおもり」に参加
平成 14 年 11 月 6 日 (水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第 1 回会議
平成 14 年 11 月 6 日 (水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会事業部会第 1 回会議
平成 14 年 11 月 11 日 (月)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 1 回会議
平成 14 年 11 月 20 日 (水)	内閣府男女共同参画局長 坂東眞理子氏との懇談会
平成 14 年 11 月 26 日 (火)	事業部会式典担当者第 1 回会議
平成 14 年 11 月 27 日 (水)	第 2 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 事業部会を 3 担当 (式典・継続的事業・模擬議会「女性議会」担当) に分けることに決定 図書館へ「男女共同参画の図書」コーナーの設置要望を行うことを決定 ジェンダーチェックシートを作成することに決定
平成 14 年 11 月 27 日 (水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 1 回会議
平成 14 年 12 月 2 日 (月)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 2 回会議
平成 14 年 12 月 4 日 (水)	事業部会継続的事業担当者第 1 回会議
平成 14 年 12 月 12 日 (木)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第 2 回会議
平成 14 年 12 月 13 日 (金)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会事業部会第 2 回会議
平成 14 年 12 月 13 日 (金)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 2 回会議
平成 15 年 1 月 8 日 (水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 3 回会議

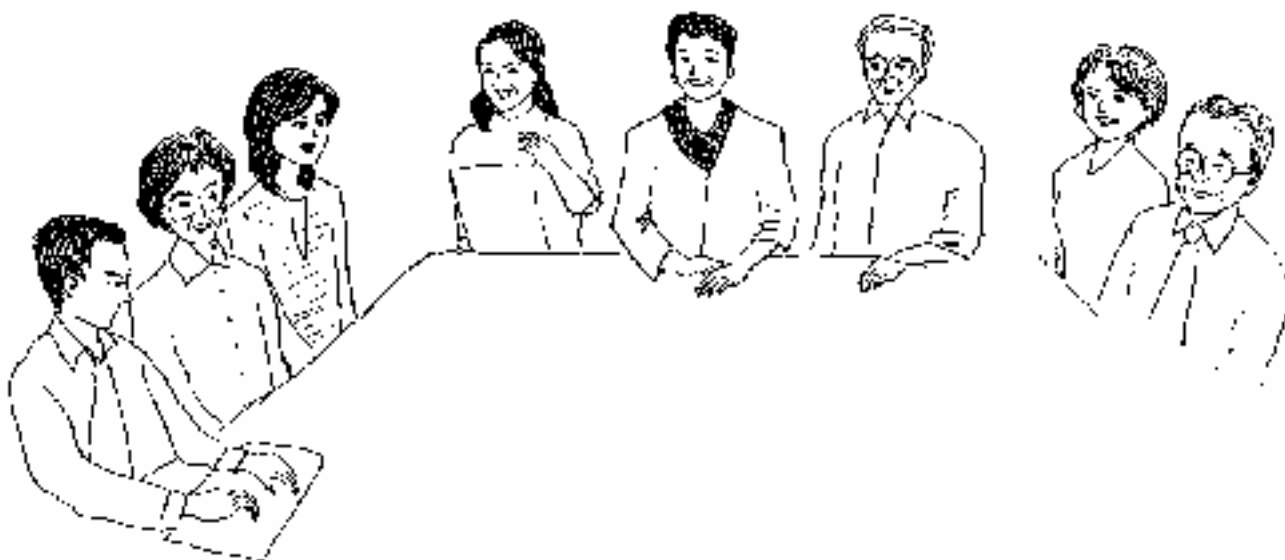
平成 15 年 1 月 8 日 (水)	事業部会継続的事業担当者第 2 回会議
平成 15 年 1 月 15 日 (水)	第 3 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 記念式典の講師は、樋口恵子氏に決定 「男女共同参画都市宣言」コンクール等募集実施要領提案 「女性議会」の草案提案 「広報いるま」のコーナー名(「共にかがやき いきいきと~もうすぐ「いるま男女共同参画都市宣言」~」)の決定
平成 15 年 1 月 27 日 (月)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 3 回会議
平成 15 年 1 月 29 日 (水)	事業部会継続的事業担当者第 3 回会議
平成 15 年 2 月 3 日 (月)	事業部会式典担当者第 2 回会議
平成 15 年 2 月 6 日 (木)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第 3 回会議
平成 15 年 2 月 13 日 (水)	第 4 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 記念式典の詳細提案 「男女共同参画都市宣言」コンクールの優秀作品は部門ごとに表彰することに決定 模擬議会「女性議会」の開催日を 11 月 10 日 (月) に決定 「広報いるま」4 月 1 日号の原稿の決定
平成 15 年 2 月 23 日 (日)	上里町男女共同参画宣言都市記念式典へ出席
平成 15 年 2 月 24 日 (月)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 4 回会議
平成 15 年 2 月 25 日 (火)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 4 回会議
平成 15 年 3 月 5 日 (水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第 4 回会議
平成 15 年 3 月 6 日 (木)	事業部会継続的事業担当者第 4 回会議
平成 15 年 3 月 12 日 (水)	事業部会継続的事業担当者第 5 回会議
平成 15 年 3 月 14 日 (金)	事業部会式典担当者第 3 回会議
平成 15 年 3 月 19 日 (水)	第 5 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 記念式典の役割等の提案 式典運営ボランティアの募集を行うことに決定 標語部門に子ども部を付加することに決定 模擬議会「女性議会」開催要領等提案
平成 15 年 4 月 8 日 (火)	事業部会式典担当者第 4 回会議
平成 15 年 4 月 9 日 (水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 5 回会議
平成 15 年 4 月 9 日 (水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第 5 回会議
平成 15 年 4 月 16 日 (水)	第 6 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 宣言文のタイトルを「入間市男女共同参画都市宣言」とする提案 説明 記念式典の役割人数と次第の提案 「男女共同参画都市宣言」コンクール等募集実施要領の再提案

	「広報いるま」5月1日号の原稿の決定
平成15年5月7日(水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第5回会議
平成15年5月7日(水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第6回会議
平成15年5月8日(木)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第6回会議
平成15年5月8日(木)	事業部会式典担当者第5回会議
平成15年5月8日(木)	事業部会継続的事業担当者第6回会議
平成15年5月13日(火)	第7回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 宣言文案について概ね提案どおりとすることに決定 記念式典の式次第は、概ね提案どおりとすることに決定 コンクールの審査基準の提案説明 模擬議会「女性議会」開催要領の施行報告、資格審査委員会要領・ 審査基準等の提案説明 「広報いるま」6月1日号の原稿の決定
平成15年5月29日(木)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第6回会議
平成15年5月30日(金)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第7回会議
平成15年6月3日(火)	事業部会式典担当者第6回会議
平成15年6月6日(金)	事業部会継続的事業担当者第7回会議
平成15年6月10日(火)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第7回会議
平成15年6月18日(水)	第8回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 宣言文案については、実行委員会案とすることを決定 記念式典の式次第及び役割分担は、提案どおりとすることに決定 「広報いるま」7月1日号の原稿の決定 職員用名札の提案
平成15年7月2日(水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第8回会議
平成15年7月2日(水)	事業部会継続的事業担当者第8回会議
平成15年7月8日(火)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第8回会議
平成15年7月9日(水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第9回会議
平成15年7月9日(水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第7回会議
平成15年7月9日(水)	事業部会式典担当者第7回会議
平成15年7月16日(水)	第9回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 記念講演のテーマ「共にかがやき いきいきと～人間市の女と男 へのメッセージ～」に決定 コンクール優秀作品掲載パンフレットを作成し、式典当日に配付 することに決定 模擬議会「女性議会」の議員募集状況の報告 「広報いるま」8月1日号の原稿の決定 実行委員会活動記録の冊子を作成することに決定
平成15年7月22日(火)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第9回会議

平成 15 年 7 月 31 日 (木)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 10 回会議
平成 15 年 8 月 1 日 (金)	事業部会式典担当者第 8 回会議
平成 15 年 8 月 6 日 (水)	第 10 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 「広報いるま」9 月 1 日号の掲載記事の収集状況報告 宣言文の読み上げ方法は、提案どおりとすることに決定 コンクール等の応募状況の報告 模擬議会「女性議会」議員名簿への応募者全員を登録したことを報告、応募者全員を当選者とするので了承、追加申し込みを行うことを了承等 次回にジェンダーチェックシートの再検討案の提案を決定
平成 15 年 8 月 13 日 (水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会宣言文草案部会第 10 回会議
平成 15 年 8 月 14 日 (木)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 11 回会議
平成 15 年 8 月 18 日 (月)	模擬議会「女性議会」傍聴用ポスター打ち合わせ
平成 15 年 8 月 20 日 (水)	事業部会継続的事業担当者第 9 回会議
平成 15 年 8 月 20 日 (水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 8 回会議
平成 15 年 8 月 25 日 (月)	第 1 回模擬議会「女性議会」議員説明会
平成 15 年 8 月 25 日 (月)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 12 回会議
平成 15 年 8 月 27 日 (水)	事業部会式典担当者第 9 回会議
平成 15 年 8 月 29 日 (金)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 9 回会議
平成 15 年 9 月 2 日 (火)	第 11 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 模擬議会「女性議会」の傍聴募集ポスター・ちらし提案説明 記念式典のポスター・ちらし・リーフレットの提案説明 ジェンダーチェックシートの再提案 模擬議会「女性議会」の第 1 回説明会の開催報告及び第 2 回説明会の開催予定報告 コンクールの予備審査会の開催依頼 記念式典の当日役割・スケジュールの提案説明
平成 15 年 9 月 4 日 (木)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 10 回会議
平成 15 年 9 月 9 日 (火)	事業部会継続的事業担当者第 10 回会議
平成 15 年 9 月 10 日 (水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 13 回会議
平成 15 年 9 月 11 日 (木)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 11 回会議
平成 15 年 9 月 19 日 (金)	事業部会式典担当者第 10 回会議
平成 15 年 9 月 22 日 (月)	ジェンダーチェックシート（最終案）検討会議
平成 15 年 9 月 24 日 (水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 14 回会議
平成 15 年 9 月 25 日 (木)	第 12 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 審査基準等の改定提案・決定、予備審査会の報告、本審査会の開催予定報告 式典舞台展開図提案・説明、記念品（エコバック）を仕様のとお

	り決定 女性議員の市議会一般質問傍聴実施報告 「模擬議会」女性議会の当日進行表・役割分担表提案説明 「広報いるま」11月1日号の執筆は継続的事業担当が行うことを確認、記念式典のポスター・ちらしのデザイン案の決定 啓発用職員名札の決定
平成 15 年 9 月 30 日(火)	第 2 回模擬議会「女性議会」議員説明会
平成 15 年 10 月 7 日(火)	記念式典・模擬議会「女性議会」ポスター、ちらし等仕分け
平成 15 年 10 月 9 日(木)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 15 回会議
平成 15 年 10 月 15 日(水)	第 13 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 ステージ発表者追加報告 記念品(エコバック)のサイズ変更、宣言文読み上げ者決定 傍聴規則等提案説明、模擬議会「女性議会」の当日進行表の決定、 宣言文議決案の提案説明、リハーサル(10月31日)開催案内 「広報いるま」11月1日号の原稿の決定 ジェンダーチェックシートを提案のとおり決定
平成 15 年 10 月 15 日(水)	事業部会式典担当者等ステージ確認
平成 15 年 10 月 17 日(金)	
平成 15 年 10 月 18 日(土)	「日本女性会議 2003 おおつ」に参加
平成 15 年 10 月 21 日(火)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 12 回会議
平成 15 年 10 月 22 日(水)	コンクール優秀作品審査会
平成 15 年 10 月 29 日(水)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 16 回会議
平成 15 年 10 月 29 日(水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 13 回会議
平成 15 年 10 月 31 日(金)	模擬議会「女性議会」リハーサル
平成 15 年 10 月 31 日(金)	事業部会式典担当者第 11 回会議
平成 15 年 11 月 5 日(水)	第 14 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 標語展示用デザイン等決定、審査会報告 式典ボランティア(12名)報告、受付名簿作成の決定 模擬議会「女性議会」の役割分担の決定等 式典用リーフレットの見本提示 「広報いるま」特集号の変更説明(12月1日 1月1日号)
平成 15 年 11 月 5 日(水)	ジェンダーチェックシート・コンクール記念冊子印刷
平成 15 年 11 月 7 日(金)	事業部会模擬議会「女性議会」担当者第 17 回会議
平成 15 年 11 月 10 日(土)	模擬議会「女性議会」開催
平成 15 年 11 月 12 日(水)	男女共同参画宣言都市記念式典準備
平成 15 年 11 月 13 日(木)	男女共同参画宣言都市記念式典準備
平成 15 年 11 月 14 日(金)	男女共同参画宣言都市記念式典準備

平成 15 年 11 月 15 日(土)	男女共同参画宣言都市記念式典前日準備
平成 15 年 11 月 16 日(日)	男女共同参画宣言都市記念式典
平成 15 年 12 月 3 日(水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 14 回会議
平成 15 年 12 月 17 日(水)	第 15 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 宣言文告示・式典開催・模擬議会「女性議会」開催報告 コンクール応募全作品の市ホームページでの公開報告 報告書の作成提案・決定
平成 16 年 1 月 7 日(水)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 15 回会議
平成 16 年 1 月 16 日(金)	第 16 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 「広報いるま」2 月 1 日号の原稿の決定(3 月 1 日号は中止) 報告書の検討等 今後の市への事業提案
平成 16 年 2 月 5 日(木)	「男女共同参画都市宣言」実行委員会広報部会第 16 回会議
平成 16 年 2 月 5 日(木)	市民ホール展示準備(継続的事业・模擬議会「女性議会」担当)
平成 16 年 2 月 10 日(火)	第 17 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会 報告書の検討等 コンクール応募作品等展示(2 月 16 日~2 月 20 日、市民ホール で)予定報告 今後の市への事業提案の決定
平成 16 年 2 月 10 日(火)	市民ホール展示準備(継続的事业・模擬議会「女性議会」担当)
平成 16 年 3 月 25 日(木)	第 18 回「男女共同参画都市宣言」実行委員会(最終) 報告書の決定・提出



内閣府を訪問(内閣府男女共同参画局長との懇談会)

6 「男女共同参画都市宣言」実行委員会名簿

「男女共同参画都市宣言」実行委員会市民委員			入間市女性政策推進スタッフ会議スタッフ		
	氏名	選出区分		氏名	所属
1	いちまりこ 市 万里子	会長	11	うえはら やすお 上原 保夫	宣言文草案部会 商工課
2	いとう さとる 伊藤 智	副会長	12	やたべ 谷田部ゆかり	事業部会(継続) 市民課
3	かわせ としえ 河瀬 利江	広報部会	13	よこて さちえ 横手 幸江	広報部会(リダー) 市民課
4	こんどう かつみ 近藤 勝美	事業部会(式典)	14	ぬかりや あつこ 忽滑谷 敦子	広報部会 保険年金課
5	さとうゆきこ 佐藤裕紀子	宣言文草案部会	15	まつもと さとる 松本 智	事業部会(継続、 責任者) 高齢者福祉課
6	たかく たかこ 高久 孝子	事業部会(模擬)	16	たけうち かずひろ 竹内 一洋	事業部会(サブリーダー) (模擬、責任者) 議会事務局
7	たけのぶ まきひろ 竹信 允弘	事業部会(リダー) (式典、責任者)	17	よこた ひろみ 横田 ひろみ	事業部会(模擬) 博物館
8	なかざわ はやと 中澤 隼人	広報部会	18	おおいし ひろし 大石 浩士	事業部会(継続) 博物館
9	にしやま すみこ 西山 澄子	事業部会(式典)	19	たまい えいじ 玉井 栄治	事業部会(模擬) 水道工務課
10	もろい かずえ 諸井 和江	宣言文草案部会	20		

事業部会について 継続 継続的事業担当を表します。
 式典 式典担当を表します。
 模擬 模擬議会「女性議会」担当を表します。

実行委員会に参画して

7 実行委員会に参加して

市 万里子(会長)

多様な経験や考え方を持ったスタッフが参加した実行委員会はまた、多様な価値観を認め合う場でもありました。スタッフの能力や個性が十分に発揮されなかったのは舵取りの力量不足でしたが、皆で作りあげた達成感は大切にしたいと思います。

「男女共生」に関わってきて、実行委員会に参加でき、「都市宣言」の場に立ち会えたことを誇りに思い、また、チャンスをくださったことに感謝します。ありがとうございました。

伊藤 智(副会長)

今回、男女共同参画都市宣言という人間市の歴史に残る一大事業にかかわれたことは、私にとって身に余ることであったと思っています。

そして大勢の方に支えられて、実行委員副会長という大役をどうにか果たせることができました。皆さんに感謝すると共に、これからもこの都市宣言の精神を定着させるお手伝いができればと思っています。

河瀬 利江(広報部会)

「一人では何もできないよ」多くの方に支えられ、都市宣言を終えられたことを痛感しています。考え方の違いを認め合い新たな私を発見しました。人間としての権利を認め、女と男、お互いに尊重し合うことが自然に行える社会になることを願います。

三十路ならぬ五十路(とは言わないか)の坂を歩き始め遅まきの糸車を手繰りながら自分自身を更に大きくし、人の輪を広げて輝いていきたいと思っています。

近藤 勝美(事業部会)

「“男女共同参画”って？」というのが一番初めに思ったことでした。「平等」ではなく、「共同参画」なんですよね。それぞれがお互いを確かな存在として認め合って、それぞれの特徴を活かした社会参画をしていくことは素晴らしいことだと思います。実行委員会に参加して、そういった考えが一層確かなものになり、また、社会に浸透させていく必要性を強く感じるようになりました。実行委員会で色々と学ばせていただいたことに感謝申し上げます。

佐藤 裕紀子（宣言文案部会）

私は「入間市男女共同参画都市宣言」の草案作成に関わる草案部会の委員として活動させてもらいました。入間市の市民の皆さんが親しみやすく、また未長く愛着を持ってもらえるような宣言文をと、草案部会メンバーと額を突き合わせて悩んだ日々も、出来上がった今となっては楽しい思い出となりました。今回の宣言を契機として、今後さまざまな領域で、ますます男女共同参画社会形成の動きが活発化していくことを心から願っています。

高久 孝子（事業部会）

平成13年の市民大学で坂東眞理子氏の講演がありました。そして私は男女共同参画社会について深く関心を持つようになり、実行委員になる機会を与えられました。関連事業の女性模擬議会や記念式典、市民と職員の協働により、より良いものに実現できた感動は忘れることができません。この都市宣言を第一歩として、地域の皆さんに男女共同参画が浸透していくように声を出していきたいと思っています。

中澤 隼人（広報部会）

実行委員会の活動を通してたくさんの貴重な経験を積むことができ、また多くの方々と話す機会に恵まれ、勉強させてもらい、大変充実した活動となりました。これからもこのような活動に携わっていき、自分を深め微力ながら貢献できればと思います。

実行委員をはじめ職員の皆さんには、公私共々相談に乗ってもらったり、力を貸してもらったり感謝しています。どうもありがとうございました。

竹信 允弘（事業部会）

「男女が共に生き生き暮らすには」言葉では理解できても、形あるもの、目に見えるものとして、協働で作ることの楽しさ、難しさ等自身の勉強になりました。何度か大変なことを引き受けたものだと思いましたが、委員の皆さんの暖かい声援を受けて目標に進むことができました。今後は、いろんな機会と場所をとらえながら「男女共同参画」の意味するところを伝えていくようにしたいと思います。

諸井 和江(宣言文案部会)

西山 澄子(事業部会)

立場の違う 19 人が、男女共同参画社会の実現に向け学び、語り合い、更にその連携を深めることにより、昨年記念すべき「男女共同参画宣言都市」の式典を終えることができました。この宣言文が形骸化されることなく、家庭生活における活動や社会活動に取り入れていただけたらと思います。そしてこの都市宣言を基に、市民と市が一体となり、個性や能力を發揮できる豊かなまちづくりを目指し努力していけたらと思っている昨今です。

意気込みだけは人一倍ありましたが、実行委員会に出席し、草案部会に入らせていただきましたが、思っていた以上に大変で、そして難しく、自分の無力さに腹立たしささえ感じるほどでした。しかし、委員の方々の優しさや、厳しさに助けられたのも事実でした。皆さんがそれぞれの得意さを出し合って少しずつ、頂上を目指して積み上げていく様子は、素晴らしく輝きを増していきました。誰がリーダーなんて関係なく、みんながそれぞれリーダーでした。貴重な体験をさせていただいてありがとうございました。

上原 保夫(宣言文案部会)

この実行委員会に参画し、男女共同参画都市宣言を作り上げていく過程で、さまざまな方と知り合えたことが大変良かったと思います。日常業務に追われている今日このごろですが、夜間の会議にもかかわらず市民の方々と意見を交わすことに充足感を感じました。これはやはり宣言文にもあるように、女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分發揮できる男女共同参画社会の構築の最初の大きな第一歩となると思っていたからです。今後もこの経験を活かしていきたいと思ひます。

谷田部ゆかり（事業部会）

「男女共同参画都市宣言？」この実行委員会に参画当初、言葉は知っていても、きちんと理解していない私でした。しかし、熱意あふれる市民スタッフの皆さんや職員スタッフとの活動を通して、いろいろなことを学ばせていただきました。

この都市宣言が単なるイベントで終わることなく、市民の皆さんにも男女共同参画の意義をご理解いただき、男女共同参画社会の実現を心より願っています。

横手 幸江（広報部会）

市民の方々と職員との「協働」による、この「男女共同参画都市宣言」実行委員会での活動は、市民の方々の率直で的確なご意見を伺え、職員として大変勉強させていただくことのできる良い機会となり感謝しています。また、「入間市男女共同参画宣言都市記念式典」の際の達成感は今までにない感動となりました。併せて、この都市宣言を機に市民の方々にとってもより身近な男女共同参画社会の実現のため、今後とも協働でのまちづくりを進めていきたいと思っています。

松本 智（事業部会）

委員に選ばれてビックリ！

何が何だか分からずビックリ！

都市宣言と聞いてビックリ！

さんの大酒飲みにはビックリ！

子どもができて、今では一緒にお風呂に入っている自分にビックリ！

都市宣言が終わりではなく、始まりだよな、と思ってビックリ！

市民の皆さんと一緒にできてビックリ！

忽滑谷 敦子（広報部会）

年代や立場の違う方たちとの活動から、「元気な人間」が意図する「協働」の意義を教えてくださいました。形式的に意見を伺う場、お願いする側とされる側といった旧態依然の関係から脱却し、目指してきた都市宣言という一里塚を越えることができました。

男女共同参画社会の理想像は十人十色です。だからこそ難しさもありますが、今後、一人ひとりがいきいきと輝ける社会を実現するために、やるべきことを考えていきたいと思っています。

竹内 一洋（事業部会）

男女共同参画は、思いやり、信頼、優しさ、人を人として敬い尊ぶ気持ち、そういったものの結晶ではないか？粒ぞろいの個性が融合した実行委員会も、活動を見守る人たちもそうした気持ちで溢れ、老若男女さまざまな立場の人が共に力を合わせ、都市宣言に取り組みました。その大いなる実験に参画し、多くを学ぶ機会をいただいたことに深く感謝しつつ、この感動の輪が広がることを願っています。皆さん、本当にありがとうございました。

横田 ひろみ（事業部会）

無事宣言ができて、正直ほっとしています。本当は宣言したことを実行に移していくこれからが大変なのだろうが、とりあえず、実行委員全員で一つのことを成し遂げたことは大きな成果です。

当初は、年齢も立場も異なる人達の中で、戸惑いを感じることもありましたが、さまざまな考え方や意見に接し、とてもよい勉強をさせてもらったと思っています。

玉井 栄治（事業部会）

男女共同参画社会の都市となる記念すべき第一歩を踏み出す取り組みに、市民委員と共に、スタッフの一員として参画できたことは、私にとって大変貴重な体験であり、市民と協働してこのような施策に取り組むことの大切さを強く感じました。今後は、この貴重な体験を糧にして、目的の実現に向け、市民の方々と、「共にかがやきいきいきと」した街づくりをしていきたいと思います。

大石 浩士（事業部会）

都市宣言を無事に終えることができ、肩の荷が下りたと思う反面、寂しくもあるというのが、現在の正直な気持ちです。実行委員会では、「仕事をした」というよりも、「勉強させてもらった」ことのほうが多くありました。今までは、実行委員でいたために、いろいろな機会に恵まれていましたが、これからは自分で機会を探していかなければならないということが、寂しさを感じる原因のように思えてなりません。

男女共同参画都市

8 参 考 资 料

平成 15 年度男女共同参画宣言都市奨励事業実施要領（入間市）

1 趣旨

女性と男性が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題である。そのためには、国における取組に加えて、国民の生活に身近な地域社会から、男女共同参画が進められる必要がある。

本事業は、入間市が男女共同参画宣言都市となることによって「共にかがやき いきいきと暮らす元気な入間」の実現に向けて、市民と一体になり、様々な普及啓発事業等を展開することを目的とする。

2 事業内容

(1) 男女共同参画都市宣言

入間市長等による宣言文の発表（記念式典にて）

(2) 男女共同参画宣言都市記念式典の開催

主催 男女共同参画推進本部、内閣府、入間市

後援 埼玉県

日時 平成 15 年 11 月 16 日（日） 13 時 30 分～16 時 00 分

会場 入間市産業文化センター

内容 （オープニングセレモニー）（13 時 00 分～13 時 30 分）

記念式典（13 時 30 分～14 時 30 分）

- ・開会
- ・宣言文朗読
- ・コンクール優秀作品表彰（写真、標語）

写真 4 人

標語 大人の部 4 人

子どもの部 6 人

- ・主催者あいさつ 内閣府
入間市長
- ・来賓あいさつ 埼玉県知事
入間市議会議長
- ・男女共同参画推進本部報告
- ・閉会

記念講演（14 時 30 分～16 時 00 分）

- ・講師 樋口恵子（評論家）

- ・演題 「共にかがやき いきいきと 入間市の女と男へのメッセージ」

対象 一般市民 440 人程度

(3) 模擬議会「女性議会」の開催

日時 平成 15 年 11 月 10 日（月） 9 時 30 分～16 時 30 分

会場 入間市議会議場

議員定数 15 人

- (4) 「男女共同参画都市宣言」コンクール作品等募集及び表彰
- (5) 女性問題協議会（入間市女性問題協議会条例により設置）
 目的 女性問題の現状と施策に関する事項について調査審議を行う。
 内容 男女共同参画都市宣言等について提言等を行う。
 構成 知識経験者、公募市民（3人）の15人
- (6) 男女共生セミナーの開催
 目的 女性も男性も共にかがやき、いきいき暮らせる男女共生社会の実現を促進するための一助として、社会が高齢化や少子化、国際化など多様に変化する状況を踏まえ、性によって生き方や役割を分ける意識、習慣を見直すという視点に立って開催する。
 また、併せて公民館における生涯学習活動の推進を図る。
 回数 全5回（13時30分～16時00分）
 企画・運営
 公募による市民ボランティアスタッフと市との協働で行う。
- (7) 「^{ひと}女と^{ひと}男の情報紙 Begin 始めよう！」の発行
 目的 「改訂いるま男女共生プラン」に基づき、男女平等意識の高揚に努めるにあたり、男女共生に関する情報を幅広く市民に提供し、男女共生に関する市民の認識と理解を図る。
 部数 年1回以上 48,000部
 編集 公募による「女と男の情報紙編集協力員」が行う。
- (8) 女性リーダー養成講座の開催
 目的 女性も男性も共にかがやき、いきいき暮らせる男女共生社会の実現を促進するため、あらゆる分野への女性参画が求められています。このような状況を踏まえ、地域活動やグループ活動等さまざまな活動への女性の主体的な参画を図るための一助として、女性が地域社会などで男性と対等なパートナーとして活躍できる実践力を養成する。
 対象 市内在住で25歳以上の女性（先着20名）
 回数 全6回（9時30分～11時30分）
- (9) 入間市「日本女性会議」市民派遣事業の実施
 概要 男女共生社会の実現に向けて、「男女共同参画宣言都市」にふさわしい環境づくりを進めるため、市が指名した男女共同参画活動経験者及び公募により選出された市民を「日本女性会議」に派遣する。派遣された者は、派遣事業終了後、報告書を作成する。
 派遣日 平成15年10月17日（金）～10月18日（土）
 派遣場所 滋賀県大津市
- (10) まちづくり教室（職員研修）の開催
 目的 市民との協働による「男女共同参画都市宣言」に向けて、男女共同参画についての理解を深めるとともに、その実現に向けた取組を学び、男女共同参画等の意識の高揚を図る。
 日時 平成15年7月4日（金） 9時00分～12時00分
 対象 市の重要施策であることから庁議を通じて広く職員を公募する（40人程度）



平成15年11月

男女共同参画都市宣言

標語コンクール作品

募集要項

入間市では、11月に「男女共同参画都市宣言」を行います。
この都市宣言に向けて、「男女共同参画」をテーマとした標語の作品を募集します。

- 募集内容 標語
- テーマ 「働く女性」または「育児をする男性」
- 応募資格 市内在住、在勤または在学の方。
応募作品は、他のコンクールなどに出品していない自作のものに限ります。
- 応募方法 指定用紙（本紙裏面）に必要事項を記入し、市役所企画課へ提出、郵送またはFAX。
市ホームページから書式をダウンロードし、電子メールの添付ファイルとして送信。
❖出品点数は1人3点以内とさせていただきます。
※通信上の問題により市役所企画課に届かなかった場合の確認はできません。FAX・電子メールで応募される方は特にご注意ください。
- 募集期間 平成15年5月15日（木）～7月31日（木）
- 作品審査 応募作品は審査を行い、優秀作品を選出します。優秀作品の作者の方は、11月16日（日）に行う「男女共同参画都市宣言記念式典」にて表彰し、記念品を贈呈します。

優秀作品については、入間市に著作権が帰属するものとさせていただきます。
応募された作品の返却は行いません。（都市宣言の趣旨に沿わないものはお受取できません。）
出品にかかる経費は、すべて応募者の負担となります。

【問合せ・申込み先】

入間市役所 企画課

〒358-8511

入間市豊岡1-16-1

電話 042-964-1111（内線3139）

FAX 042-964-1013

E-Mail kikaku@city.iruma.saitama.jp



平成15年11月
 だんじょきょうどうさんかくと しせんげん
男女共同参画都市宣言

ひょうご 標語コンクール作品

ぼしゅうようこう 募集要項

入間市では、11月に「男女共同参画都市宣言」を行います。
 この都市宣言は「女の子だから」「男の子だから」と決めつけないで、一人ひとりの個性を大切にしていける社会をつくっていくために行います。

この都市宣言にむけて標語をぼしゅうします。今年のテーマは「はたらく女の人」。みなさんのまわりの「はたらく女の人」を標語であらわしてみませんか。

たとえば

「日曜日 おかあさんにも あげようね」
 「かっこいい 仕事している お姉さん」

など

- ぼしゅう内容 標語
- テーマ 「はたらく女の人」
- おうぼできる方 入間市内にお住まいか、市内の学校などに通っている児童。おうぼする作品は、他のコンクールなどに出品していない、自分の作品に限ります。
- おうぼ方法 裏面の応募用紙に必要なことば(標語)・お名前などを記入し、学校または市役所企画課に提出してください。
 市のホームページから用紙をダウンロードし、電子メールの添付ファイルとして kikaku@city.iruma.saitama.jp へ送信してください。
 ※出品点数は1人1点とします。
 ※市役所企画課に届かなかった場合の確認はできません。電子メールでおうぼするときは特にご注意ください。
- ぼしゅう期間 平成15年6月16日(月)～9月8日(月)
- 作品審査 作品は審査をおこない、優秀作品を選びます。優秀作品の作者は、11月16日(日)に行う「男女共同参画都市宣言記念式典」にて表彰し、記念品を差し上げます。

優秀作品については、入間市に著作権が帰属するものとさせていただきます。

応募された作品はお返しできません。

出品のための費用は、すべて応募する方の負担となります。

【問合せ・申込み先】

入間市役所 企画課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

電話 042-964-1111(内線3139)

FAX 042-964-1013

E-Mail kikaku@city.iruma.saitama.jp



平成15年11月

男女共同参画都市宣言

写真コンクール作品

募集要項

入間市では、11月に「男女共同参画都市宣言」を行います。
この都市宣言に向けて、「男女共同参画」をテーマとした写真の作品を募集します。

- 募集内容 写真
- テーマ 「働く女性」または「育児をする男性」
- 規 格 四ツ切り
❖パネル張りをしてすぐに展示できる状態で応募してください。
❖デジタルカメラによる作品も可。
- 応募資格 市内在住、在勤または在学の方。
応募作品は、他のコンクールなどに出品していない自作のものに限ります。
- 応募方法 作品の裏面に、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、テーマを記入のうえ、市役所企画課へ提出または郵送してください。
❖出品点数は1人1点とさせていただきます。
- 募集期間 平成15年5月15日（木）～7月31日（木）
- 作品審査 応募作品は審査を行い、優秀作品を選出します。優秀作品の作者の方は、11月16日（日）に行う「男女共同参画都市宣言記念式典」にて表彰し、記念品を贈呈します。

優秀作品については、入間市に著作権が帰属するものとさせていただきます。
応募された作品の返却は行いません。（都市宣言の趣旨に沿わないものはお受取できません。）
出品にかかる経費は、すべて応募者の負担となります。

【問合せ・申込み先】

入間市役所 企画課

〒358-8511

入間市豊岡1-16-1

電話 042-964-1111（内線3139）

FAX 042-964-1013

E-Mail kikaku@city.iruma.saitama.jp



平成15年11月

男女共同参画都市宣言

ステージ発表者

募集要項

人間市では、11月に「男女共同参画都市宣言」を行います。
この都市宣言記念式典のオープニングを飾るステージ発表を行う方（団体）を募集します。

- 募集内容 11月16日（日）に実施する「男女共同参画都市宣言記念式典」のオープニングセレモニーにて、ステージでの企画及び発表にあたる方もしくは団体。（会場は産業文化センターホールを予定。）
- 応募資格 市内在住、在勤または在学の方（団体）
- 規 格 「男女共同参画」の趣旨に沿ったもの。発表の形態は問いません。出演時間は15分程度（舞台搬入・撤収の時間も含まれます）。
- 応募方法 指定用紙（本紙裏面）に必要事項を記入し、市役所企画課へ提出、郵送またはFAX。
市ホームページから書式をダウンロードし、電子メールの添付ファイルとして送信。
❖企画の応募は1人（団体）1点とさせていただきます。
※通信上の問題により市役所企画課に届かなかった場合の確認はできません。FAX・電子メールで応募される方は特にご注意ください。
- 募集期間 平成15年5月15日（木）～7月31日（木）
- 作品選考 応募作品は男女共同参画都市宣言実行委員会にて選考を行い、式典に最もふさわしい企画を2つ選出します。

選出された方（団体）は、11月16日（日）の「男女共同参画都市宣言記念式典」に向けて、実行委員会と詳細を調整しつつ準備をすすめていただきます。

応募された企画書の返却は行いません。（都市宣言の趣旨に沿わないものはお受取できません。）
発表にかかる経費は、すべて応募者の負担となります。

【問合せ・申込み先】

人間市役所 企画課

〒358-8511

人間市豊岡1-16-1

電話 042-964-1111（内線3139）

FAX 042-964-1013

E-Mail kikaku@city.iruma.saitama.jp



平成15年11月

男女共同参画都市宣言

エッセー

募集要項

人間市では、11月に「男女共同参画都市宣言」を行います。
この都市宣言に向けて、「男女共同参画」をテーマとしたエッセーの作品を募集します。

- 募集内容 エッセー
- テーマ 「働く女性」または「育児をする男性」
- 応募資格 市内在住、在勤または在学の方。
応募作品は、他のコンクールなどに出品していない自作のものに限ります。
- 規 格 本文800字以内。(テーマに沿ったタイトルをつけてください。)
ペンネーム可。
- 応募方法 指定用紙(本紙内側)または原稿用紙に必要事項を記入し、市役所企画課へ提出、郵送またはFAX。原稿用紙にて応募される方は、募集要項に準じた必要事項を明記してください。
市ホームページから書式をダウンロードし、電子メールの添付ファイルとして送信。
❖出品点数は1人1点とさせていただきます。
※通信上の問題により市役所企画課に届かなかった場合の確認はできません。FAX・電子メールで応募される方は特にご注意ください。
- 募集期間 平成15年5月15日(木)～7月31日(木)

応募作品にて冊子を作成します。

応募された作品の返却は行いません。(都市宣言の趣旨に沿わないものはお受取できません。)
出品にかかる経費は、すべて応募者の負担となります。

【問合せ・申込み先】

人間市役所 企画課

〒358-8511

人間市豊岡1-16-1

電話 042-964-1111(内線3139)

FAX 042-964-1013

E-Mail kikaku@city.iruma.saitama.jp

模擬議会「女性議会」開催要領

(趣旨)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、これまで政策決定の場に参画する機会が少なかった女性に対して、市政への参画機会を提供するとともに、まちづくりについて女性の視点からの提案を行うことを目的として模擬議会「女性議会」(以下「女性議会」という。)を開催するものとする。さらに、多くの市民が市政やまちづくりについて、より一層関心を深めることをめざすものとする。

(開催日)

第2条 女性議会の開催日は、平成15年11月10日とする。ただし、必要があると認めるときは、繰り上げて又は繰り下げて開くことができる。

(開催時間)

第3条 女性議会の開催時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、必要があると認めるときは、開催時間を変更することができる。

(開催場所)

第4条 女性議会の開催場所は、入間市議会議場とする。

(議員定数)

第5条 女性議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、15人とする。

(議員の応募資格)

第6条 議員の応募資格を有する者は、市内在住の女性で、年齢が15歳以上の者であって、原則として、義務教育課程を修了した者かつ市が女性議会を開催するまでの間に実施する3回程度の事前研修に参加できる者とする。

(議員の構成)

第7条 議員の構成は、公募により決定した者と、市内で活動する団体等から推薦を受けた者(以下「推薦を受けた者」という。)とする。

(議員の公募の方法)

第8条 議員の公募は、次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) テレビジョンによる放送
- (3) ラジオによる放送
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

(議員の決定)

第9条 公募による議員の決定は、応募者が立候補届を提出し、別に定める資格審査委員会の審査を経て議員候補者名簿に登録された者(以下「候補者」という。)の中から、次の各号により決定するものとする。

- (1) 候補者が、定数と同数以下のときは、全員を決定する。

- (2) 候補者が、定数を超えたときは、抽選により決定する。
- 2 推薦を受けた者の決定については、別に定める資格審査委員会の審査を経て決定する。
- 3 議員の決定結果については、公募による応募者及び推薦を受けた者に通知するものとする。
- (議員の任期)
- 第10条 議員の任期は、前条第3項の通知の日から女性議会の閉会までとする。
- (報酬及び費用弁償)
- 第11条 議員の報酬及び費用弁償については、支給しない。
- (女性議会の運営)
- 第12条 女性議会の運営は、通告制による一般質問及び決議等とする。
- 2 議員の質問内容については、入間市政全般に関するものとする。
- 3 議員の質問時間については、答弁の時間を含め一人20分以内とし、再質問は1回を限度とする。
- 4 女性議会における市の出席説明員は、入間市議会における出席説明員に準じる者とする。
- (女性議会の公開)
- 第13条 女性議会の会議は、これを公開する。
- 2 傍聴については、別に定める。
- (議長及び副議長)
- 第14条 女性議会に議長及び副議長を置き、議員の互選により定める。
- 2 議長は会議の議長となり、女性議会を代表する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長が質問をするとき、及び議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (女性議会及び会議の開閉)
- 第15条 女性議会の開閉は、議長が宣告する。
- 2 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。
- (会議録)
- 第16条 女性議会の会議録は、これを作成する。
- (会議の庶務)
- 第17条 女性議会の庶務は、企画部企画課において処理する。
- (委任)
- 第18条 この要領に定めるもののほか、女性議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

模擬議会「女性議会」議員の応募者等資格審査委員会要領

(設置)

第1条 模擬議会「女性議会」(以下「女性議会」という。)開催要領第9条第1項の規定に基づき、女性議会議員の応募者等資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、女性議会議員応募者及び推薦を受けた者の応募資格(以下「応募資格」という。)を審査する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、「男女共同参画都市宣言」実行委員会会長、副会長及び事業部会に所属する委員をもって構成する。

3 委員長は、「男女共同参画都市宣言」実行委員会会長とする。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。

3 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、また、意見を聴くことができる。

(審査基準)

第5条 応募資格の審査基準は、別に定める。

(委員の責務)

第6条 委員は公正に審査を行い、審査上知り得た内容を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

附 則

この要領は平成15年6月5日から施行する。

応募資格の審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、模擬議会「女性議会」議員の応募者等資格審査委員会要領第5条の規定に基づき、応募資格の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 応募資格の審査基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 市内在住の女性であること。

(2) 原則として、義務教育課程を修了した者、かつ市が模擬議会「女性議会」を開催するまでの間に実施する3回程度の事前研修に参加できる者であること。

(3) 応募動機、推薦理由、女性議会での質問内容等が、模擬議会「女性議会」開催要領第1条の趣旨に合致する者であること。

(4) 模擬議会「女性議会」において営利活動、宗教活動、特定の政治活動を行う者ではないこと。

(6) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、または、違法な行為を行う目的をもって参加する者ではないこと。

(登録)

第3条 資格審査を通過した者は、別に定める議員候補者名簿に登録するものとする。

模擬議会「女性議会」傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、模擬議会「女性議会」開催要領第13条第2項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(申込み)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の手続きにより申込みを行い、傍聴券の交付を受けなければならない。但し、「男女共同参画都市宣言」実行委員会委員（以下、委員という）が特に認めた者はこの限りでない。

2 年齢が15歳未満の者は、引率者と同伴でなければ会議を傍聴することができない。

3 年齢が15歳未満の者の傍聴券は、引率者の傍聴券がこれを兼ねるものとする。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、一般席用及び報道関係者席用（別記様式）に分ける。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日時に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名を記入しなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者が筆記困難な場合には、介助者が記入することができる。

(傍聴人の入場)

第6条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券を委員に提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第7条 傍聴人は、委員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定員は、一般席60人、報道関係者席10人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器・刃物・その他危険な物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙・ビラ・掲示板・プラカード・旗・のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛・太鼓・その他楽器の類並びにテレビ・ラジオの類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子・外とう・えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により「男女共同参画都市宣言」実行委員会会長（以下、会長）の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 原則として、携帯電話の類は電源を切ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真・映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合には、指定された方法により撮影・録音をすることができる。

(手話サービス)

第14条 傍聴人は、手話サービスを利用することができる。

- 2 手話サービスの利用を希望する場合は、事前に申込みをしなければならない。

(委員の指示)

第15条 傍聴人は、委員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの要領に違反するときは議長又は委員はこれを制し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

平成15年 入間市女性議会議事日程

1 日 程

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の決定
第 2		会議録署名議員の指名
第 3		会期の決定
第 4		一般質問
第 5	決議第1号	入間市男女共同参画都市宣言の実施に関する決議について

模擬議会「女性議会」（入間市女性議会）進行予定表

平成15年11月10日（月）・市議会議場

時 間	内 容	備 考
9時30分	開会行事	司会：実行委員（諸井委員）
	○開会	※司会
	○市長あいさつ	※木下・入間市長
	○市議会議長あいさつ	※石本・入間市議会議長
9時40分	模擬議会本番 （入間市女性議会）	※細淵模擬議長（以下、細淵議長） （議長質問は関谷模擬副議長（以下、関谷副議長）進行）
	○開会の宣告	細淵議長
	○議席の決定	細淵議長
	○会議録署名議員の指名	細淵議長 署名議員：橋本・山田・平原各模擬議員（以下、議員）
	○会期の決定	細淵議長
9時45分	○一般質問（開始）	細淵議長・関谷副議長
～10：05	①	質問者：10番・関谷ハツエ議員（副議長）
～10：25	②	質問者：6番・遠藤由貴子議員
～10：45	③	質問者：3番・平原律子議員
	※休憩	
11時00分	○一般質問（再開）	
～11：20	④	質問者：4番・増田美智子議員
～11：40	⑤	質問者：1番・橋本とし子議員
～12：00	⑥	質問者：2番・山田早苗議員
	※休憩（昼食）	
13時00分	○一般質問（再開）	
～13：20	⑦	質問者：11番・細淵凧子議員（議長）
～13：40	⑧	質問者：8番・斐淵珠議員
～14：00	⑨	質問者：5番・岩崎芳江議員
	※休憩	
14時10分	○一般質問（再開）	
～14：30	⑩	質問者：9番・佐々木砂織議員
～14：50	⑪	質問者：7番・澤田美由紀議員
14時50分	○議案上程：決議 ※提案説明・質疑・討論・採決	提案者：関谷ハツエ議員（副議長） 賛成者：議長、副議長を除く全議員
15時00分	○閉会の宣告	細淵議長
15時05分	閉会行事	司会：実行委員（伊藤副会長）
	○市長あいさつ	※木下・入間市長
	○市議会副議長あいさつ	※金沢・入間市議会副議長
	○実行委員会会長	※市・実行委員会会長
～15時15分	○閉会	※司会

○質問者数：11人（正・副模擬議長を含む）

○一人当たりの質問数：（大分野）最大2項目まで

○再質問等：再質問1回まで

○一人当たりの持ち時間：20分以内（質問、答弁、再質問、再答弁を含む）

※時間を計測し、時間が経過したらそこで打ち切る。

ジェンダーチェックシート

入間市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、あらゆる分野において女性も男性も一人ひとりが特性と能力を十分発揮し、対等の立場で参画するとともに責任を分かち合う男女共生社会の実現に向けて、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、わたしたちは、男女が性別にとらわれず個人として尊重し合うことを大切に、共にかがやき、いきいきと暮らす「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女がお互いに対等な立場で、政治・経済・社会・文化などのあらゆる活動に等しく参画する元気な「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が家事・育児・介護などを分かち合い、互いに支え合う、思いやりあふれた「入間」をめざします。
- 一、わたしたちは、男女が国際社会の一員として共に協力し、平和を愛する香り豊かな緑の文化都市「入間」をめざします。

平成15年11月16日 埼玉県入間市

平成15年
11月16日
「入間市男女共同
参画都市宣言」



「ジェンダー」ってなに？

本来の生物学的性別（セックス）ではなく、女らしさ、男らしさといった、社会的に女（男）はこうあるべきだとされる性別のことです。

「男女共同参画社会」の定義

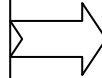
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画基本法第2条第1号より）。

埼玉県入間市

あなたのジェンダー意識をチェックしてみませんか

はい いいえ

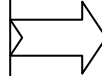
- 1 女性をリードできない男性はだらしがないと思う。
- 2 プロポーズは女性からしない方がよいと思う。
- 3 結婚したら妻が夫の姓を名乗るのは当たり前だと思う。



「男らしさ・女らしさ」ってなに？

「男は度胸・女は愛嬌」、「男は仕事・女は家庭」などは、よく使われる言い回しですが、あまり確たる根拠はありません。しかし、これらは、私たちの行動や考え方に深く関わっています。この機会に「男らしさ・女らしさ」についてもう一度考え直してみませんか。

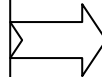
- 4 PTAや地域活動などは、妻に任せた方がよいと思う。
- 5 世帯主は夫や息子がなった方がよいと思う。
- 6 家事は女性の仕事で、男性は外で仕事をした方がよいと思う。
- 7 親の介護は娘や息子の妻がした方がよいと思う。



「男は仕事・女は家庭」だけじゃつまらない

女性というだけで家庭に縛られ活動範囲が制約されることは、結果として男性の活動範囲にも制約を加えてしまいます。このような制約を解消し、性により生き方が決められ、促されることのない社会づくりを目指しているのが、男女共同参画社会の考えです。

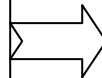
- 8 男性が保育士だったり、女性がトラックの運転士だったりしたらおかしいと思う。
- 9 女性の上司だと頼りないと思う。
- 10 男性は育児休暇をとらない方がよいと思う。



男性が保育士、女性がトラックの運転士でもいいじゃない

働く場所を性別により分けてしまうのは、個々の能力が十分発揮できないことにもつながってしまいます。「女性の管理職が少ない」、「女性の多い職業は女性の仕事と見なされ労働条件・賃金水準が低い」なども問題となっています。一般的に職業を選ぶときに言われる「性による職業適性」をもう一度見つめ直してみませんか。

- 11 「女のくせに」とか「男のくせに」と叱ってしまうことがある。
- 12 女の子はしとやかに、男の子はたくましく育てた方がよいと思う。
- 13 保護者欄に父親の名前を書くのが当たり前だと思う。



あなたのジェンダーが子どもにも影響します

ついつい「女のくせに」、「男のくせに」と子どもを叱ってしまうと、知らない間に子どもにジェンダーに対する考え方の偏り（ジェンダー・バイアス）を伝えてしまうかもしれません。日常的生活態度や何気ない発言の中に潜んだジェンダーを、子どもたちは敏感に読み取り、常識として身につけていきます。子どもたちのために、また誰もがいきいきと暮らせる社会をつくるために、まずは私たちが今までの考え方を見直す努力が必要ではないでしょうか。

「はい」の多かったあなたへ・・・

設問は、私たちの日常生活に何気なく潜むジェンダーを想定しました。「はい」の多かった方は、日常的生活態度や何気ない発言の中に、ジェンダーにとられた考え方が潜んでいるのではないのでしょうか。もう一度ジェンダーに気づき、窮屈な思いをしないで暮らしていくために、私たちの日常生活を見つめ直す努力をしてみませんか。

「入間市男女共同参画都市宣言」事業報告書

発行 入間市 平成16年3月

編集 「男女共同参画都市宣言」実行委員会

入間市企画部企画課 e-mail : kikaku@city.iruma.saitama.jp

(入間市男女共同参画推進センター)

〒358-0003

埼玉県入間市豊岡四丁目2番2号

TEL 04-2964-2536

FAX 04-2964-2539

元気な人間

生き生きいるま
人・まち・自然

